

松 伏 町 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画
(ごみ処理基本計画)
(食品ロス削減推進計画)

—令和6年度～令和15年度—
(2024～2033)

令和6年3月
松 伏 町

〈目 次〉

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 計画対象	5

第2章 松伏町の概況

1 自然環境	7
2 社会環境	8
3 都市環境	1 2

第3章 ごみ処理の現状

1 ごみの分別区分	1 8
2 ごみ処理フロー	2 0
3 ごみの収集・運搬体制	2 1
4 処理、処分体制等	2 3
5 ごみ処理の推移	2 9
6 ごみ処理の評価	3 6
7 ごみの減量化・資源化に関する各種施策の取り組み状況	4 1
8 ごみ処理の課題	4 3

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本理念	4 6
2 基本方針	4 6
3 ごみ排出量の推計	4 7
4 目標達成に向けた施策	5 6

第5章 食品ロス削減推進計画

1 計画策定の背景	6 1
2 日本の食品ロスの現状	6 1
3 松伏町の食品ロスの現状	6 1
4 食品ロス削減の数値目標	6 2
5 食品ロス削減の施策	6 3

用語集	6 3
資料編	6 7

第 1 章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画対象

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本町では、平成25年3月に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、「環境共生と資源循環の町 まつぶし～ごみ減量とリサイクルの推進による環境配慮型の地域づくり～」を基本理念として、町民、事業者、行政による最適なごみ処理システムの整備を推進するとともに、町民の快適な生活環境を目指した循環型社会システムの構築を目指してまいりました。

平成27年（2015年）9月の国連サミットでは、複数の課題の統合解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が全会一致で採択され、わが国も持続可能な社会づくりの総合的な取り組みを目指し、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）」では、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことが掲げられました。さらに、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月施行）」やワンウェイプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月施行）」など循環型社会形成へ向けた動きが進められています。

埼玉県においては、令和3年3月に「食品ロス削減推進計画」としての位置づけを包括した「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されています。

また、本町では、令和3年4月に東埼玉資源環境組合（可燃ごみとし尿の共同処理組合）を構成する近隣5市（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市）と「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行いました。

本計画は、これらの廃棄物を取り巻く様々な社会情勢の変化や新たな課題に対応するために、今後の一般廃棄物の発生見込み、地域の開発計画、ごみ処理の課題等を踏まえた、ごみ処理に関する基本方針を定めることを目的として、「一般廃棄物処理基本計画」を改訂するものです。



2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法という。」第 6 条第 1 項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本町の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

なお、食品ロスの削減の推進に関する法律により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画」については、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取り組みとして本計画に内包することとします。

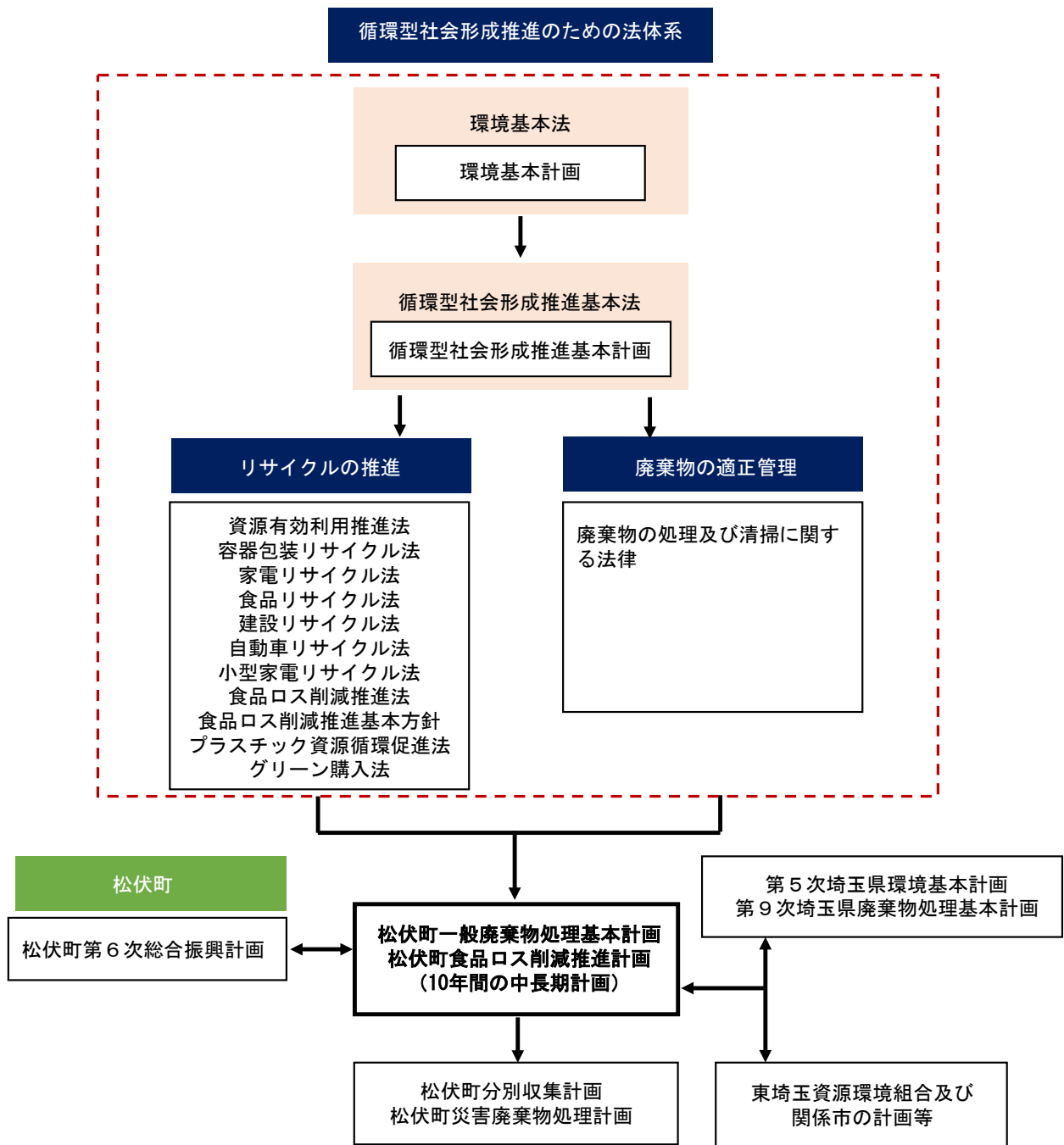


図 1－1 本計画の位置づけ

第1章 計画の基本的事項

3 計画期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とし、令和10年度（2028年度）を中間目標年度、令和15年度（2033年度）を計画目標年度とします。

ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、内容の見直しを図るものとします。

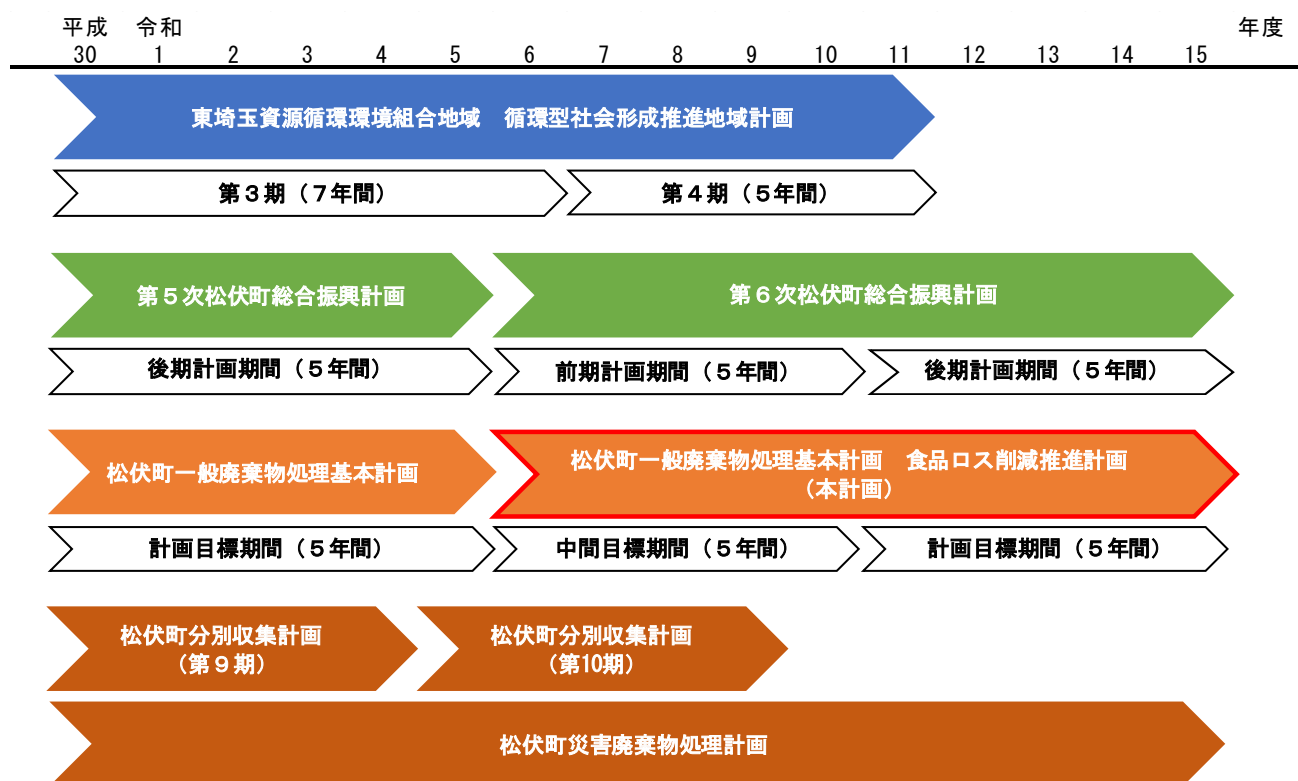


図1－2 計画期間

4 計画対象

本計画の対象区域は本町の区域全域とし、対象とする廃棄物の範囲は次のとおりです。

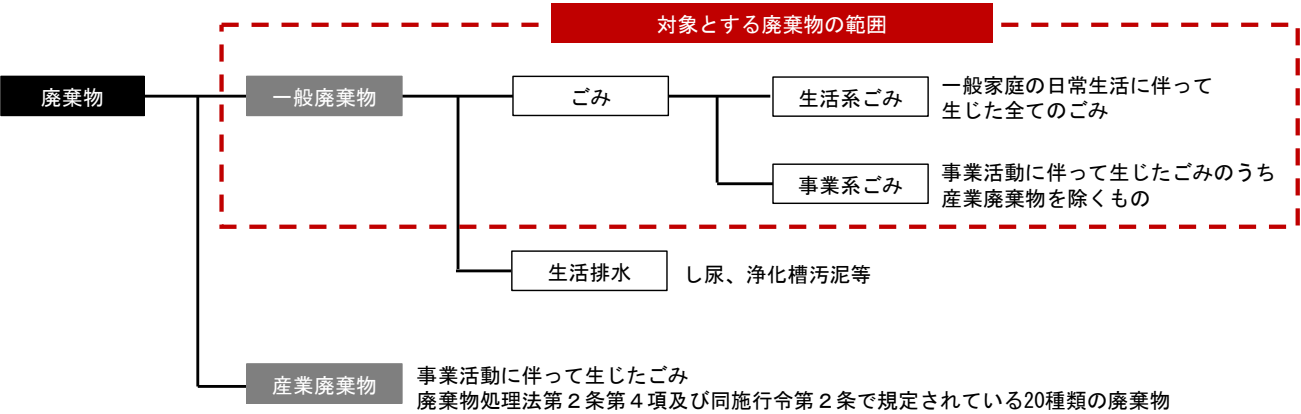


図 1－3 対象とする廃棄物の範囲

第2章 松伏町の概況

- 1 自然環境
- 2 社会環境
- 3 都市環境

第2章 松伏町の概況

1 自然環境

(1) 地理的・地形的特性

本町は、埼玉県東南部、都心から 30 km 圏内に位置しています。西は大落古利根川を挟んで越谷市、南は吉川市、北は春日部市と接しており、中央部を中川が南北に流れ、東は江戸川を挟んで千葉県野田市に接しています。

町域は、東西約 4 km、南北約 7.5 km と南北にやや細長く、面積は 16.20 km² です。

地形は、町の北東部を占める築比地の台地を除いて、大落古利根川と中川による標高 4 m から 6 m の自然堤防と後背湿地によって形成された、ほぼ平坦な低地となっています。

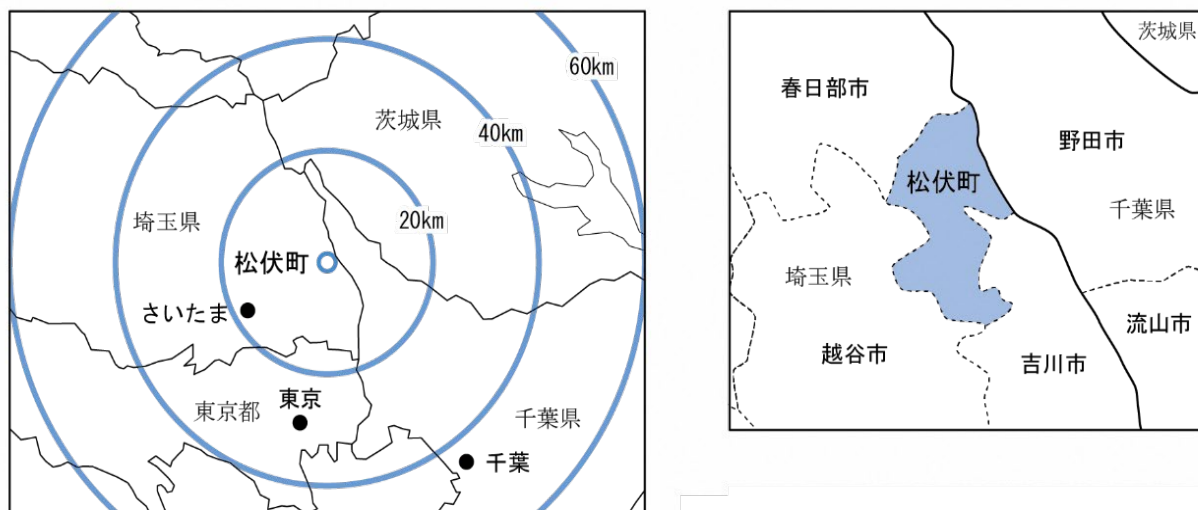


図 2-1 本町の位置

(2) 气候的特性

本町の気候は表 2－1 に示すとおりです。気温は年平均 15～16℃と比較的温暖で、降水量は年間約 1,200mm 程度です。

表2-1 本町の気候

和暦 (年)	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低		
H23	15.3	37.2	-4.3	2.9	1,150.0
H24	14.9	36.2	-5.9	2.9	1,228.0
H25	15.5	38.4	-4.5	2.9	1,063.0
H26	15.2	37.9	-4.7	2.7	1,269.0
H27	15.8	37.8	-4.1	2.6	1,411.0
H28	15.8	37.1	-2.9	2.6	1,054.5
H29	15.3	37.7	-4.5	2.8	1,019.5
H30	16.0	38.4	-5.0	2.9	886.0
R1	16.0	37.6	-3.6	2.8	1,324.5
R2	16.0	38.5	-5.4	2.7	1,157.5
R3	16.0	37.9	-6.3	2.7	1,497.0
R4	15.8	39.2	-5.9	2.7	1,126.5

出典：統計まつぶし（令和5年版）

2 社会環境

(1) 人口及び世帯数の動態

本町の人口及び世帯数の推移は、表2-2に示すとおりです。

人口は、減少傾向となっている一方で、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人数が減少傾向であることから、単身世帯が増加していることが推察されます。

表2-2 本町の人口及び世帯数の推移

和暦 (年)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの 人数 (人)
H25	30,879	11,550	2.7
H26	30,632	11,590	2.6
H27	30,366	11,661	2.6
H28	30,126	11,747	2.6
H29	29,907	11,813	2.5
H30	29,671	11,946	2.5
R1	29,245	12,020	2.4
R2	28,947	12,126	2.4
R3	28,582	12,159	2.4
R4	28,436	12,248	2.3
R5	28,222	12,333	2.3

出典：松伏町地区別人口集計表（各年10月1日現在）

第2章 松伏町の概況

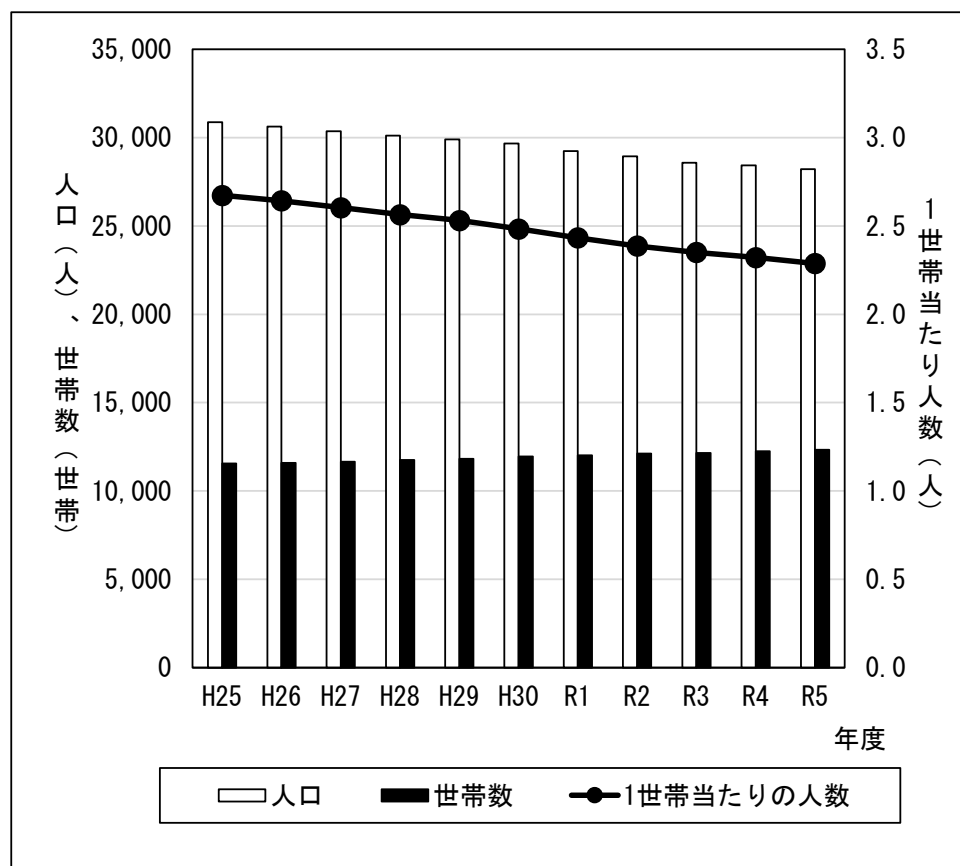


図2-2 本町の人口及び世帯数の推移

※各年度10月1日現在

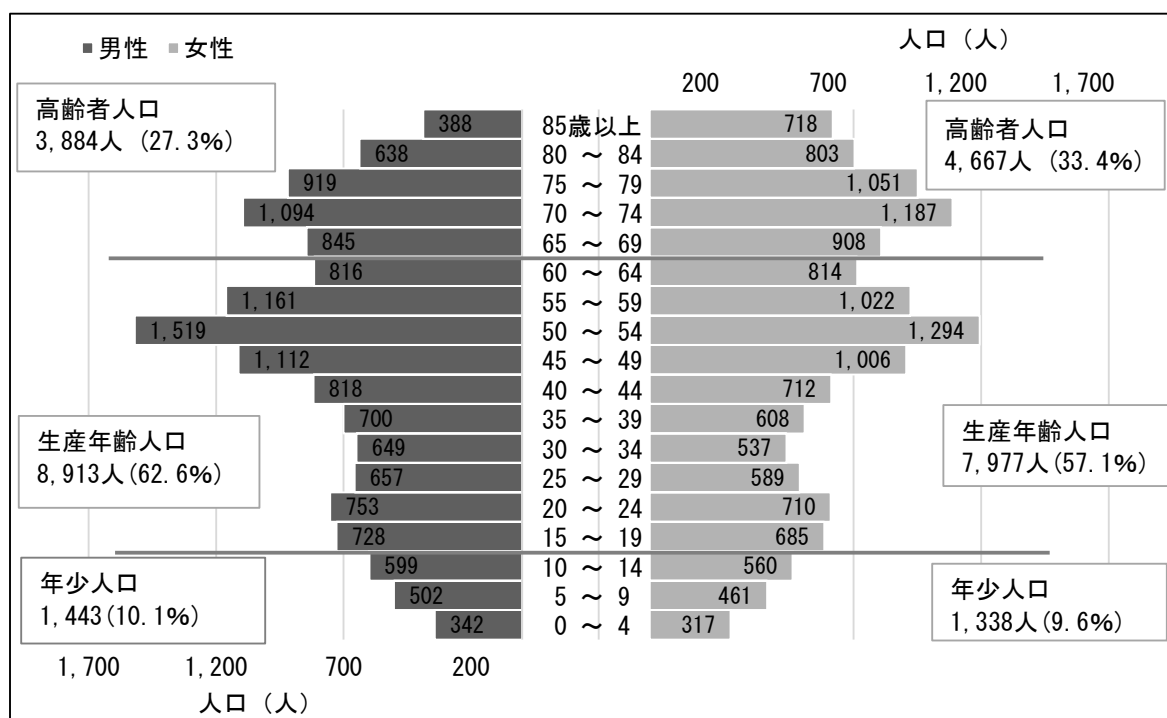


図2-3 年齢層別人口

※令和5年10月1日現在

(2) 産業の動向

農業

本町の農家数は、図2-4に示すとおりです。農家数は減少を続けており、令和2年の農家は140戸で、農業就業者数は376人となっています。

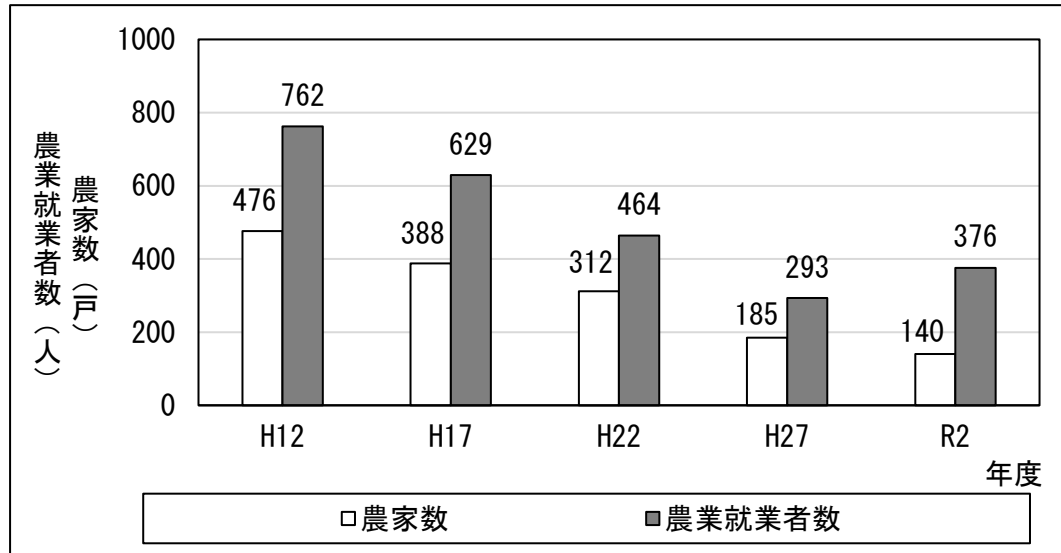


図2-4 農家数の推移

出典：統計まつぶし（令和5年度版）

工業

本町の事業所数、従業員数及び製造品出荷額の推移は図2-5に示すとおりです。年度による増減はあるものの、ほぼ横這いです。

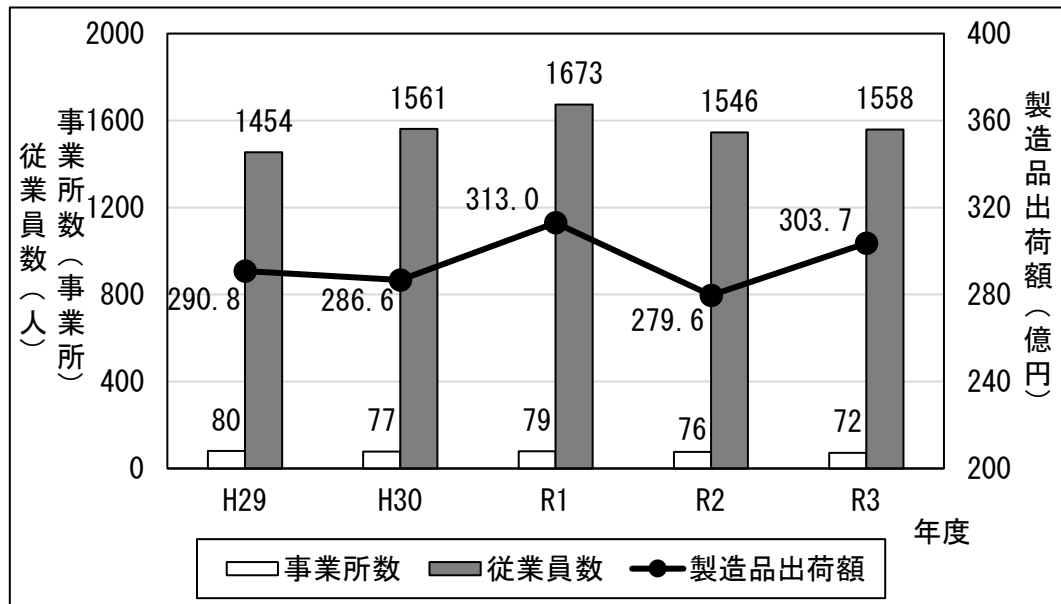


図2-5 事業所数及び従業員数の推移

出典：統計まつぶし（令和5年度版）

第2章 松伏町の概況

商業

本町の事業所数、従業員数及び年間販売額の推移は図2-6及び図2-7に示すとおりです。

卸売業は、事業所数、従業員数、年間商品販売額とも令和3年度に増加に転じています。

小売業は、事業所数、従業員数が減少傾向を示しており、特に令和3年度には、年間販売額が大きく減少しています。

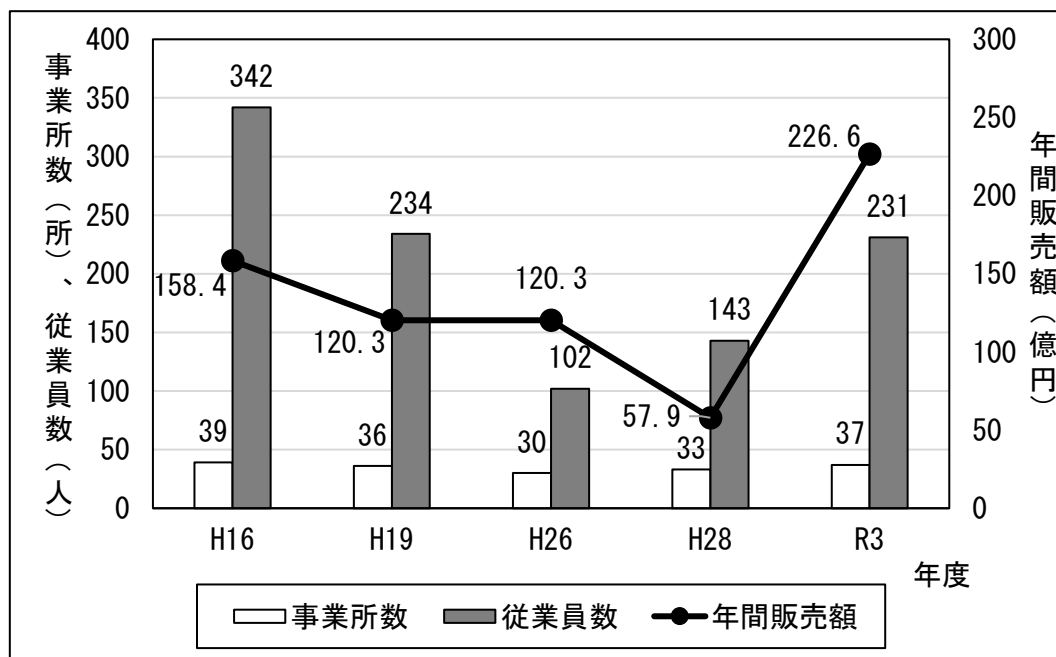


図2-6 卸売業の推移

出典: 統計まつぶし (令和5年度版)

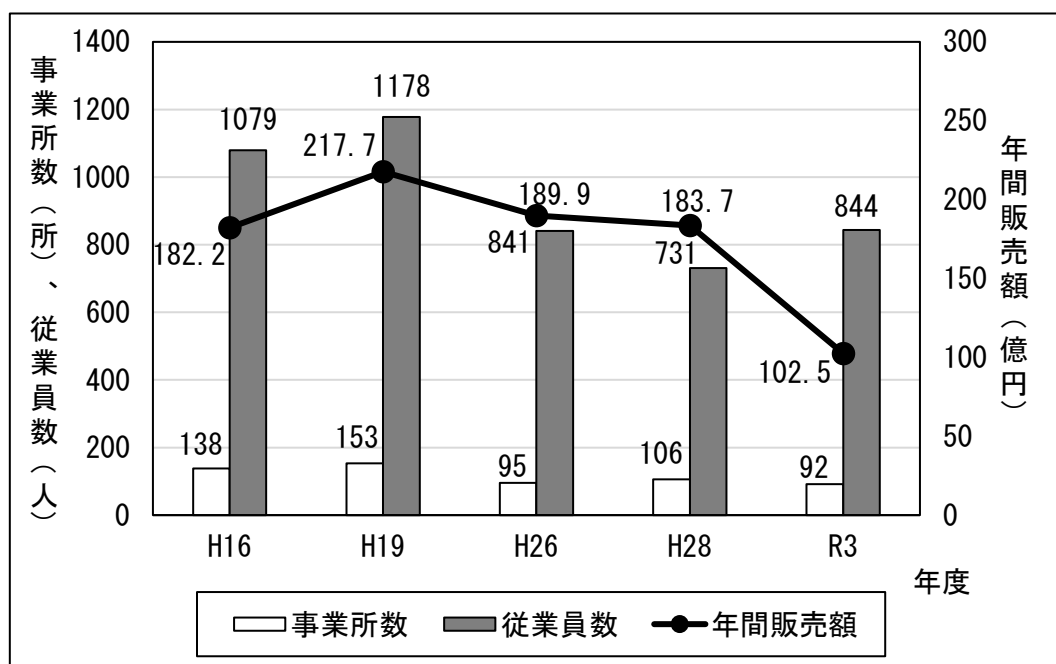


図2-7 小売業の推移

出典: 統計まつぶし (令和5年度版)

3 都市環境

(1) 土地利用状況

本町の地目別土地利用状況は、表2-3に示すとおりです。農地(田、畑)が約40%、宅地が約24%を占めており、農地は減少傾向、宅地や雑種地は増加傾向となっています。

都市計画の指定状況は、表2-4に示すとおりです。本町全域が都市計画区域に指定され、市街化区域割合が16.1%市街化調整区域は83.9%となっています。

用途地域は、住居系用途地域が94.4%、商業系用途地域が1.2%、工業系用途地域が4.4%で、住居系を中心とした構成となっています。

表2-3 本町の地目別土地利用状況

地目	令和3年		令和4年		令和5年	
	面積(m ²)	比率(%)	面積(m ²)	比率(%)	面積(m ²)	比率(%)
総面積	16,200,000	1,000.00	16,200,000	1,000.00	16,200,000	100.00
田	4,770,151	29.45	4,759,756	29.38	4,747,515	29.30
畑	1,554,135	9.59	1,541,542	9.52	1,520,256	9.38
宅地	3,826,689	23.62	3,825,120	23.61	3,840,582	23.71
池沼	0	0	0	0	15,944	0.10
山林	56,209	0.35	49,531	0.31	48,437	0.30
原野	27,166	0.16	27,166	0.16	27,166	0.17
雑種地	1,008,745	6.23	1,031,352	6.37	1,010,666	6.24
その他	4,956,905	30.60	4,965,533	30.65	4,989,434	30.80

出典：統計まつぶし（令和5年度版）

第2章 松伏町の概況

表2-4 本町の都市計画の指定状況

種 類	面 積 (h a)	構 成 比 (%)
都市計画区域	1,620	100
市街化区域	261	16.1
市街化調整区域	1,359	83.9
用途地域	261.1	100
第一種低層住居専用地域	124.6	47.7
第二種低層住居専用地域	4.1	1.6
第一種中高層住宅専用地域	12.7	4.9
第二種中高層住宅専用地域	11.8	4.5
第一種住居地域	71.2	27.3
第二種住居地域	22	8.4
近隣商業地域	3.2	1.2
工業地域	3.8	1.5
工業専用地域	7.7	2.9
工業地機	3.8	1.5
工業専用地域	7.7	2.9

出典：統計まつぶし（令和5年度版）

（2）主要な交通

本町の道路は、南北方向に（県）春日部松伏線と（県）葛飾吉川松伏線、（都）松伏越谷線が、東西方向に県道越谷野田線が通っています。

南北方向に（都）東埼玉道路、東西方向に（都）浦和野田線（一部供用開始）の整備が進められています。

本町に鉄道は通っていませんが、町内から、東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）北越谷駅、せんげん台駅、JR武蔵野線吉川駅、南越谷駅、越谷レイクタウン駅、東武野田線（東武アーバンパークライン）愛宕駅、野田市駅の各駅に、民間の路線バス網が整備されています。

※（県）とは県道、（都）とは都市計画道路の略

（3）土地利用構想

本町の「松伏町第6次総合振興計画」では、恵まれた自然環境を活かしつつ、秩序あるまちの発展を図るため、次の4地域に区分した土地利用を定めています。

また、地域の活性化を図るため、「活性化推進地区」を位置づけ、重点的な土地利用を図ることを計画しています。（以下、出典：松伏町第6次総合振興計画）

自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

①水辺空間活用地区

江戸川、大落古利根川、中川の沿川については、豊かな水辺空間を保全することを基本とし、町民の憩いの空間として活用します。

②公園関連地区

まつぶし緑の丘公園、松伏記念公園・総合公園については、より多くの町民の憩いの拠点となるよう公園機能の向上を図り、交流の活性化を促進します。

田園環境活用地域

農業の振興と生活環境の改善の両立を目指します。

③農業活性化地区

中川沿いに広がる米作地帯では、農業の担い手への土地利用集積を促進します。

④農住環境調和地区

地産地消などによる都市型農業を推進するとともに、住宅地は、道路や排水路などの整備を進め、周辺との調和を図りながら生活環境の改善を図ります。

市街地環境整備地域

現在の市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

⑤市街地住環境形成地区

土地区画整理事業の実施などにより都市基盤施設が比較的整っている地区は、適切な維持管理を進め、居住環境の水準の維持に努めます。

既存の住宅地は、生活道路の改善や小公園の整備などを進め、地区の特色を活かした快適な居住環境の形成をめざします。

⑥商業集積地区

住宅地のなかに商業施設などがまとまって立地している地区については、周辺の住環境や道路網の整備などを進め、集客力の向上を側面から支援します。

⑦沿道サービス地区

周辺の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

(都) 東埼玉道路沿いの地域についても、道路開通による交通量増加などの地理的ポテンシャルが期待されることから、周辺環境との調和を図りながら、沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

第2章 松伏町の概況

産業集積地域

⑧産業団地

大川戸地区産業団地や松伏田島産業団地では、適切な環境の整備に努めます。

また、東埼玉テクノポリスや松伏工業団地をはじめとした既存産業団地の有効活用を図るとともに、必要に応じて拡張を検討し、企業誘致を推進します。

職住近接と核づくりによる新市街地区域

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、計画的な土地利用を推進しつつ、職住近接をめざした企業誘致を進めます。

また、松伏らしい文化や地域資源を対外的に発信するとともに、町民の交流の場の拠点として、また、町民の期待の高い公共交通の拠点として、事業採算性などを踏まえ、バスターミナルを併設した道の駅の設置を推進していきます。

更に、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなり、コミュニティの要となる交流の場づくりを目指した核づくりに努めます。

北部地区の拠点区域

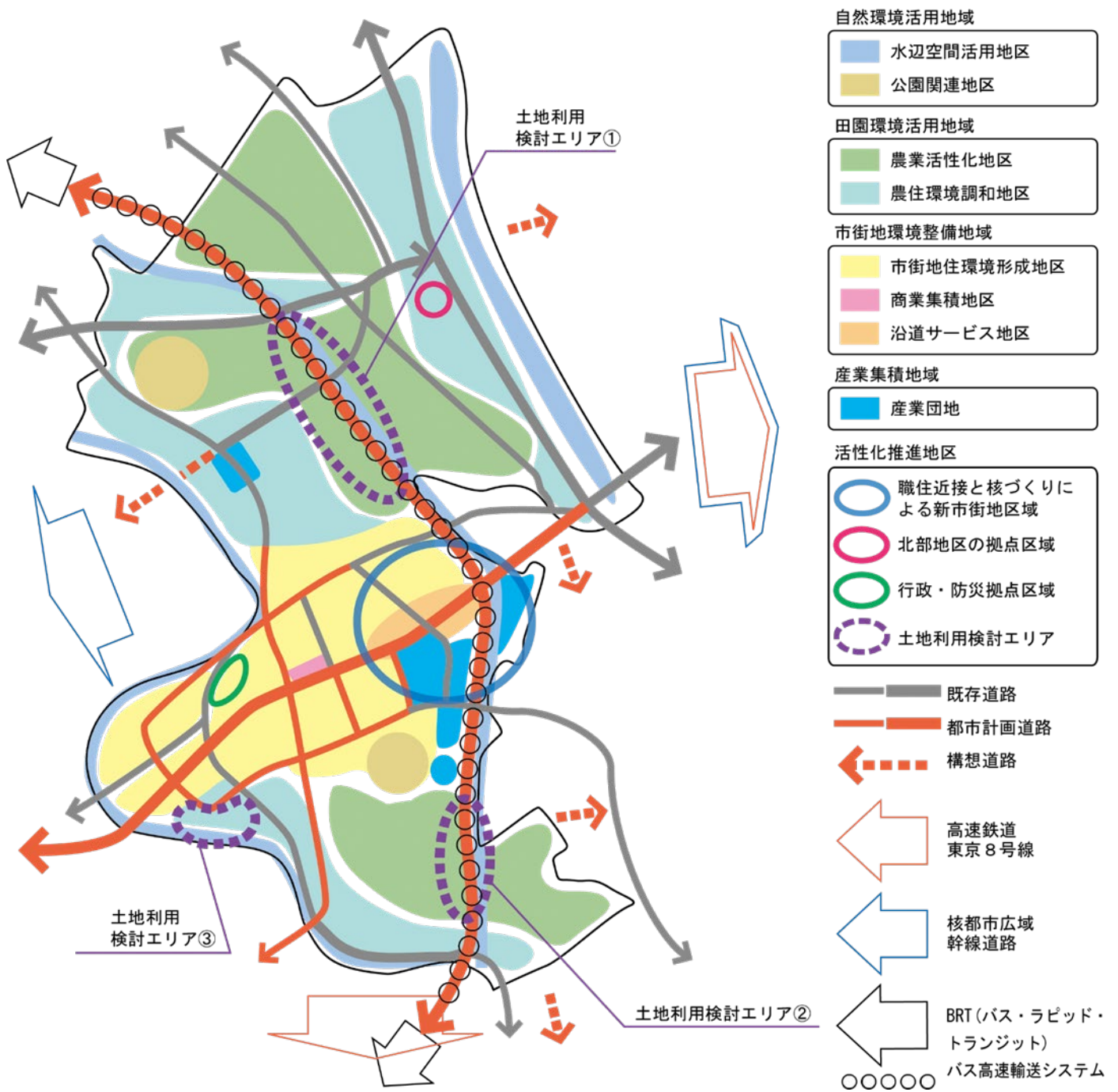
北部サービスセンターとその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。

行政・防災拠点区域

町の行政サービス提供の拠点である役場や、大規模災害時などにおいて防災拠点となる防災備蓄センターについて機能の充実に努めます。

土地利用検討エリア

「職住近接と核づくりによる新市街地区域」の土地利用は引き続き推進しつつ、新たに(都)東埼玉道路の整備に伴い、①町北部の(都)東埼玉道路沿い、②町南部の(都)東埼玉道路沿い、③町南西部の(都)浦和野田線付近の広域幹線道路沿線の3箇所について今後、企業誘致などの土地利用を検討します。



第3章 ごみ処理の現状

- 1 ごみの分別区分
- 2 ごみ処理フロー
- 3 ごみの収集・運搬体制
- 4 処理、処分体制等
- 5 ごみ処理の推移
- 6 ごみ処理の評価
- 7 ごみの減量化・資源化に関する各種施策
の取り組み状況
- 8 ごみ処理の課題

第3章 ごみ処理の現状

1 ごみの分別区分

(1) 生活系ごみの分別

生活系ごみは、「家庭ごみ」と「資源ごみ」に分類され、本町の「家庭ごみ」は、「可燃ごみ」、「燃えないごみ」、「有害ごみ・危険ごみ」、「粗大ごみ」に区分し、「資源ごみ」は、「ビン」、「カン」、「古紙・布類」、「ペットボトル」、「せん定枝・刈草」に区分し、合計11品目の分別区分となっています。

表3-1 生活系ごみの分別

分類		区分	主なもの
生活系 ごみ	家庭ごみ	可燃ごみ	生ごみ、プラスチック製品（ペットボトルを除く）、皮革製品、ゴム製品
		燃えないごみ	ガラス、せともの類、飲食料用以外のビン・カン、小型家電製品（一辺40cm未満）、金属類（鍋、やかん、プライパン等）、傘、LED電球等
		有害ごみ	乾電池、充電式電池、蛍光灯、電球、体温計、温度計
		危険ごみ	刃物類、スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター
		粗大ごみ	原則、一辺が40cm以上又は三辺の合計が90cm以上のもの
	資源ごみ	ビン	飲食料用のビン（飲料、食料用等）
		カン	飲食料用のカン（飲料、食料用等）
		古紙	新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙
		布類	古着、シーツ、カバン、ぬいぐるみ等
		ペットボトル	PETボトル認識表示マークがあり、飲食料用のもの
		せん定枝・刈草	せん定枝（直径15cm以下、長さ100cm以下）、刈草

参考：2023年度松伏町ごみ収集カレンダー

(2) 町で収集しないごみ

本町で収集しないごみの品目は、表3-2に示すとおりです。事業系ごみや特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象品目は、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集し、適正な処理先に運搬することになっています。

松伏町リサイクルセンターで処理することができない処理困難物については、民間事業者と連携して処理体制の確保に努めます。

表3-2 町で収集しないごみ

項 目	品 目
事業系ごみ	事務所（飲食店、店舗、工場、会社、病院など）から排出される産業廃棄物以外のごみ
家電リサイクル法 対象品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機
パソコン	パソコン、ディスプレイ
処理困難物	バイク、車の部品、建築資材、土、ブロック、コンクリート、レンガ、石、廃油、農薬、薬品、消火器、ガスボンベ、耐火金庫、タイヤなど
産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみで、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、政令で定める20種類の廃棄物

参考：2023年度松伏町ごみ収集カレンダー

第3章 ごみ処理の現状

2 ごみ処理フロー

本町の現在のごみ処理フローは、図3-1に示すとおりです。

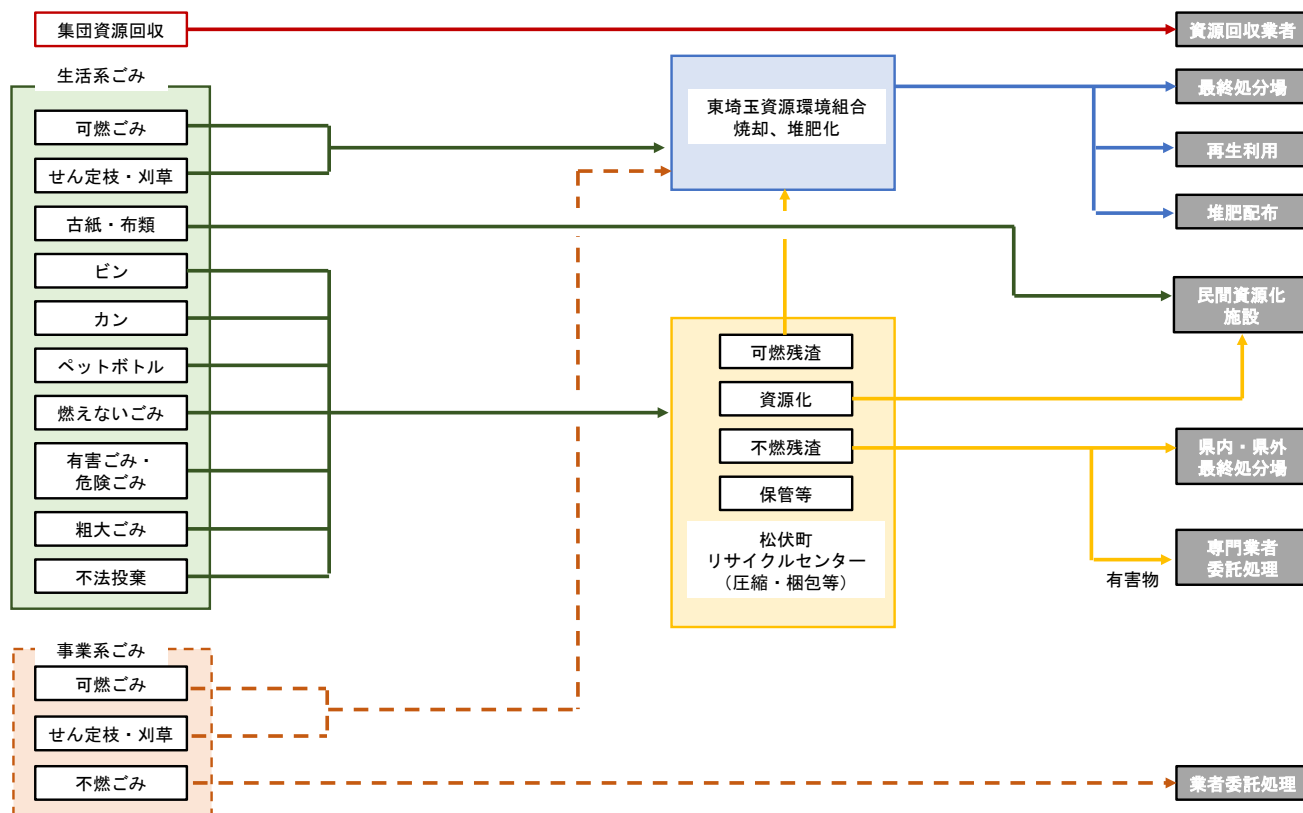


図3-1 ごみ処理フロー

3 ごみの収集・運搬体制

(1) 収集・運搬の状況

本町のごみの収集体制は、表3-3に示すとおりです。

生活系ごみ（「粗大ごみ」、「せん定枝・刈草」を除く）は、原則、集積所方式（一部拠点回収を除く）により町委託業者が収集しています。

収集したごみは、ごみの種類により、松伏町リサイクルセンター、東埼玉資源環境組合（以下、この項では「組合」という。）、民間事業者（以下、この項では「民間」という。）へ搬入しています。

また、「ビン」、「カン」、「燃えないごみ」は指定袋方式を採用し、分別の明確化、収集運搬作業及び分別作業の効率化を図っています。

表3-3 分別区分とごみ処理の体制

分類	区分	排出方法	収集回数	収集方法	収集主体	搬入先
生活系 ごみ	可燃ごみ	袋（透明・半透明）	週2回	集積所	町 （委託）	組合
	ビン	指定袋	月2回	集積所		町
	カン	指定袋	月2回	集積所		民間
	古紙	紙袋・透明・半透明 袋・紐でしばる	月2回	集積所・拠点 回収 ※2		
	布類	袋（透明・半透明）	月2回	集積所		町
	燃えない ごみ	指定袋	月1回	集積所・拠点 回収 ※2		
	有害ごみ	袋（透明・半透明）	月1回	集積所・拠点 回収 ※2		
	危険ごみ	袋（透明・半透明）	月1回	集積所		
	ペットボトル	袋（透明・半透明）	月1回 ※1	集積所・拠点 回収 ※2		
	粗大ごみ	—	事前予約	戸別収集 直接持込	町 （委託） 排出者	町
事業系 ごみ	せん定枝・ 刈草	—	事前予約	直接持込	排出者	組合
	可燃ごみ	各事業所と許可業者の契約内容による				組合
	不燃ごみ					民間
	せん定枝・ 刈草					組合 民間

参考：2023年度松伏町ごみ収集カレンダー

第3章 ごみ処理の現状

※1 収集回数…原則、月1回で、7月、8月のみ月2回の回収

※2 拠点回収場所…役場本庁舎、北部サービスセンター、中央公民館、多世代交流学習館、
B&G海洋センター、ふれあいセンターかがやき、保健センター、
赤岩農村センター

拠点回収品目…ペットボトル、紙パック、乾電池、小型家電製品

(2) 集団資源回収

集団資源回収は、資源物のリサイクル活動として、町内の自治会やスポーツ少年団など25程度の団体で行われています。近年は地域活動の減少により、活動団体も減少しています。

4 処理、処分体制等

本町のごみ処理は、近隣5市1町（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町）で構成する東埼玉資源環境組合の第一工場での焼却処理及び松伏町リサイクルセンターで行う資源化・中間処理により行っています。

上記以外に、古紙類、布類は、民間の資源化施設において、選別等を行い、資源化を図っています。

また、せん定枝、刈草は東埼玉資源環境組合堆肥化施設において、焼却することなく資源として有効利用するため、堆肥化を行っています。

中間処理後の資源化できないもので、東埼玉資源環境組合第一工場から発生する焼却残渣は、埼玉県環境整備センター及び民間処分場に埋め立て処理を行っています。また、松伏町リサイクルセンターから発生する不燃物残渣で、瀬戸物類は埼玉県環境整備センターで埋め立て処理を行い、それ以外は、県外の民間施設において選別等を行い、資源化を図るとともに、最終残渣は県外の民間処分場で埋立て処理を行っています。

（1）施設の位置

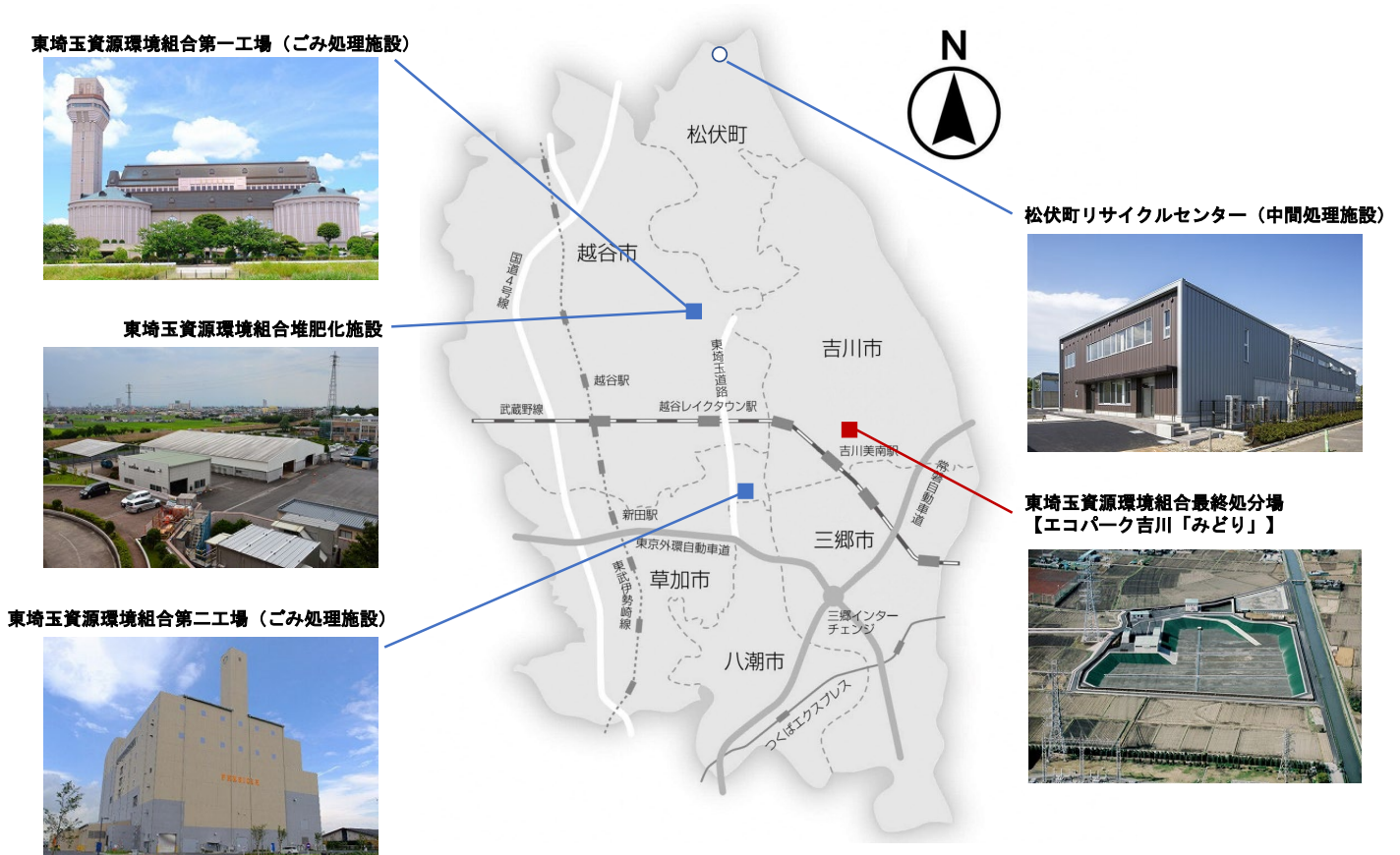


図3-2 ごみ処理施設の位置

参考：東埼玉資源環境組合事業概要（令和4年度）

第3章 ごみ処理の現状

(2) 焼却施設

①東埼玉資源環境組合第一工場（ごみ処理施設）〔愛称：リユース〕

組合構成市町（主に、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町）から発生する可燃ごみを処理する東埼玉資源環境組合の第一工場ごみ処理施設の概要は、表3－4に示すとおりです。

表3－4 東埼玉資源環境組合第一工場 ごみ処理施設の概要

所在地	埼玉県越谷市増林三丁目2番地1
敷地面積	45,875.44 m ² （堆肥化施設を含む）
建築面積	20,297.61 m ²
延床面積	56,989.74 m ²
焼却炉処理能力・方式	800 t/日（200 t/日・4炉）・全連続燃焼式機械炉
発電設備	24,000 kW（12,000 kW・2基）
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
余熱利用	発電、場内熱供給（給湯）、越谷市老人福祉センターゆりのき荘・越谷市民プール・越谷市農業技術センターへの熱供給（高温水）
工期	着工：平成3年12月25日 竣工：平成7年9月30日



図3－3 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設

出典：東埼玉資源環境組合事業概要（令和4年度）

②東埼玉資源環境組合第二工場（ごみ処理施設）〔愛称：パーシクル〕

構成市町（主に、草加市、八潮市）から発生する可燃ごみを処理する東埼玉資源環境組合の第二工場ごみ処理施設の概要は、表3－5に示すとおりです。

表3－5 東埼玉資源環境組合第二工場 ごみ処理施設の概要

所在地	埼玉県草加市柿木町 107 番地 1
敷地面積	33,925.16 m ²
建築面積	7,685.57 m ²
延床面積	15,379.29 m ²
焼却炉処理能力・方式	297 t/日（148.5 t/日・2 炉）・直接ガス化溶融炉
発電設備	9,400 kW・1 基 抽気腹水タービン 太陽光発電：30 kW
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
余熱利用	発電、場内熱供給（給湯）、草加市市民温水プール、八潮市老人福祉センターすえひろ荘への熱供給（蒸気）
工期	着工：平成 25 年 3 月 27 日 竣工：平成 28 年 3 月 15 日



図3－4 東埼玉資源環境組合第二工場ごみ処理施設

出典：東埼玉資源環境組合事業概要（令和4年度）

第3章 ごみ処理の現状

(3) 焼却以外の中間処理施設

①松伏町リサイクルセンター（資源化・中間処理施設）

町内から発生するビン、カン、ペットボトル、燃えないごみ、有害ごみ、危険ごみ、粗大ごみ、不法投棄物の中間処理（破袋、選別、分解、破砕、圧縮、梱包等）を行い、再生可能物の回収等の資源化等を行っています。松伏町リサイクルセンターの概要は、表3－6に示すとおりです。

表3－6 松伏町リサイクルセンターの概要

所在地	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地 1301－1
敷地面積	3,909 m ²
建築面積	1,305.13 m ²
床面積	1,431.31 m ²
構 造	鉄骨造 地上2階建
着 工	令和2年5月
竣 工	令和5年3月
処理能力	5トン未満/日



図3－5 松伏町リサイクルセンター

②東埼玉資源環境組合堆肥化施設

組合構成市町から発生した、せん定枝、刈草を処理している東埼玉資源環境組合の堆肥化施設の概要は、表3-7に示すとおりです。

堆肥化施設で生産された堆肥は、一般販売によって有効利用され、緑のリサイクルとして循環システムが構築されています。

表3-7 東埼玉資源環境組合堆肥化施設の概要

所在地	越谷市増林三丁目2番地1
敷地面積	7,800 m ²
建築面積	2,772.22 m ²
延床面積	2,772.22 m ²
着 工	平成11年7月26日
竣 工	平成11年9月30日 (増築工事) 平成16年11月11日～平成17年3月15日
処理能力	一次破砕機：4.5 t/h 二次破砕機 3.0 t/h 三次破砕機：0.9 t/h



図3-6 東埼玉資源環境組合堆肥化施設

出典：東埼玉資源環境組合事業概要（令和4年度）

第3章 ごみ処理の現状

(4) 最終処分施設

①可燃ごみ 東埼玉資源環境組合 第二最終処分場〔愛称：エコパーク吉川「みどり」〕

東埼玉資源環境組合のごみ焼却施設から発生した焼却残渣は、平成30年度までは、熔融スラグ化して東埼玉資源環境組合第二最終処分場で埋立て処理していました。

令和元年度以降は、焼却残渣の熔融スラグ化を停止したため、第二最終処分場への搬入を停止し、現状のままで覆土しています。施設の概要は、表3-8に示すとおりです。

表3-8 東埼玉資源環境組合 最終処分場の概要

所在地	吉川市大字高久 666 番地 1
敷地面積	47,938.51 m ²
建築面積	1,199.50 m ²
延床面積	1,379.66 m ²
着 工	平成 12 年 9 月 29 日
竣 工	平成 14 年 3 月 31 日
埋立処分地	・面積 31,000 m ² ・深さ 平均 5.5 m ・容積 170,000 m ³ ・対象物 熔融スラグ
水処理施設	・処理能力 120 m ³ /日 ・浸出水調整池 4,600 m ³ ・処理方法 凝集沈殿方式

出典：東埼玉資源環境組合事業概要（令和4年度）

②不燃ごみ

松伏町リサイクルセンターにおいて、分別、破碎、選別した陶器、瀬戸物類は、埼玉県環境整備センター（設置主体：埼玉県）で最終処分を行っています。

埼玉県環境整備センターの概要は、表3-9に示すとおりです。

表3-9 埼玉県環境整備センターの概要

所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 大字富田地内
埋立開始年	平成元年 2 月
埋立対象物	一般廃棄物及び産業廃棄物
埋立面積	977,000 m ²
計画埋立容量	1,930,000 m ³
浸出水処理施設規模	650 m ³ /日

参考：埼玉県環境整備センターHP

5 ごみ処理の推移

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、表3-10及び図3-7に示すとおりです。ごみ総排出量は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い一時増加しましたが、推移としては減少傾向を示し、令和4年度実績では、8,712.50t となっています。

近年、集団資源回収量が減少傾向を示し、特に令和3年度以降は急激に減少しています。

1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、微減傾向を示しておりましたが、ごみ総排出量と同様、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い一時増加しました。その後は、減少傾向を示し、令和4年度は約840g/人・日となっています。

表3-10 ごみ総排出量の推移

項目	H30	R1	R2	R3	R4
人口（人）	29,671	29,245	28,947	28,582	28,436
ごみ総排出量（t）	8993.90	8956.01	9027.57	8770.13	8712.50
生活系ごみ排出量（t）	7024.19	7014.76	7233.51	6974.74	6915.50
事業系ごみ排出量（t）	1780.72	1762.66	1709.26	1714.64	1733.58
集団資源回収量（t）	188.99	178.59	84.80	80.75	63.42
1人1日当たりのごみ総排出量 （g/人・日）	830.47	836.72	854.42	840.66	839.42

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（各年度）

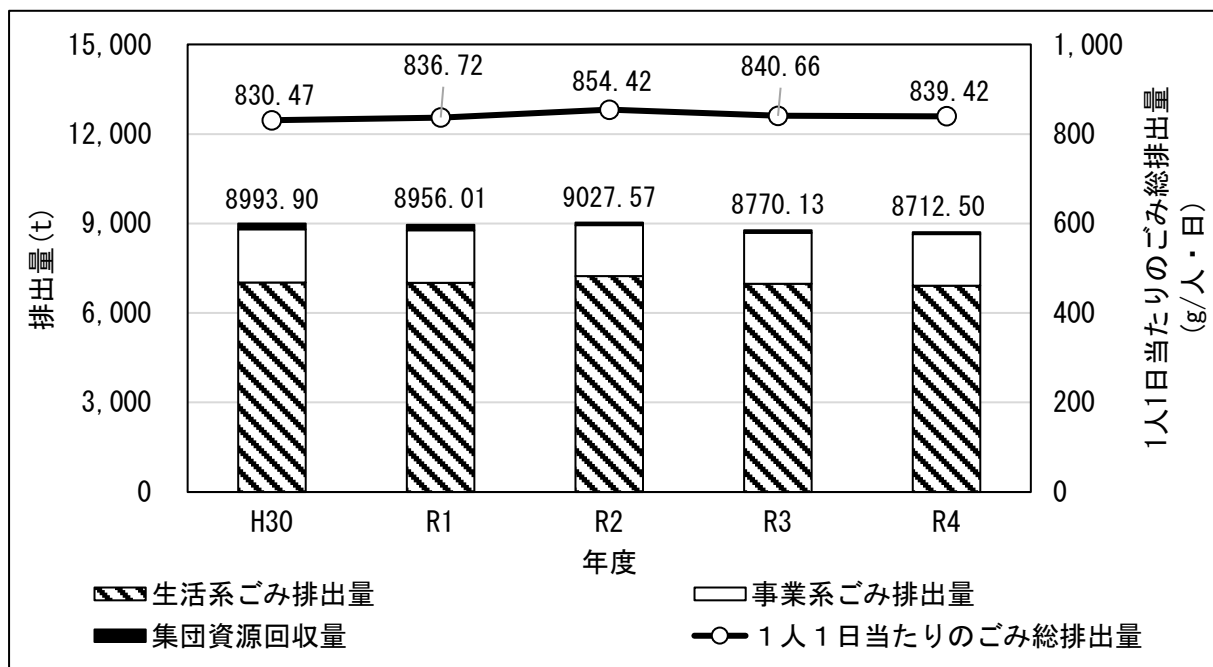


図3-7 ごみ総排出量の推移

第3章 ごみ処理の現状

(2) 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の推移は、表3-11及び図3-8に示すとおりです。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推移は、平成29年度まで減少傾向を示していましたが、平成30年度以降は増加傾向を示し、令和4年度では、666.29g/人・日となっています。

令和4年度の生活系ごみ排出量の内訳は、図3-9に示すとおりです。

可燃ごみが排出量の5,795.01t（全体の約84%）を占めており、次いで、古紙・布類468.1t（約7%）となっています。

主に資源物となる「せん定枝・刈草」、「古紙・布類」、「ビン」、「カン」、「ペットボトル」の合計が766.11t（約11%）となっており、資源物の割合には大きな変化はありませんが、ビンの令和4年度の排出量（153.62t）は、平成25年度排出量（210.01t）に比べ▲56.39t（▲約27%）、カンの令和4年度の排出量（90.58t）は、平成25年度排出量（167.61t）に比べ▲77.03t（▲約46%）減少しており、資源物の構成比率に変化が見られます。

表3-11 生活系ごみ排出量の推移

項目	H30	R1	R2	R3	R4
人口（人）	29,671	29,245	28,947	28,582	28,436
生活系ごみ排出量（t）	7024.19	7014.76	7233.51	6974.74	6915.50
可燃ごみ（t）	5943.4	5909.03	6045.90	5868.96	5795.01
せん定枝・刈草（t）	9.50	12.00	10.41	11.36	9.84
古紙・布類（t）	376.74	396.39	497.21	473.99	468.10
ビン（t）	176.87	171.83	173.33	148.63	153.62
カン（t）	107.07	101.50	93.71	88.43	90.58
ペットボトル（t）	35.97	38.10	40.60	40.58	43.97
燃えないごみ（t）	170.67	169.74	203.92	179.67	167.25
有害ごみ・危険ごみ（t）	10.98	11.92	17.12	14.78	13.85
粗大ごみ（t）	182.49	193.63	137.71	126.44	164.07
不法投棄（t）	10.50	10.62	13.60	21.90	9.21
1人1日当たりの生活系ごみ排出量 （g/人・日）	648.59	655.36	684.62	668.56	666.29

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（各年度）

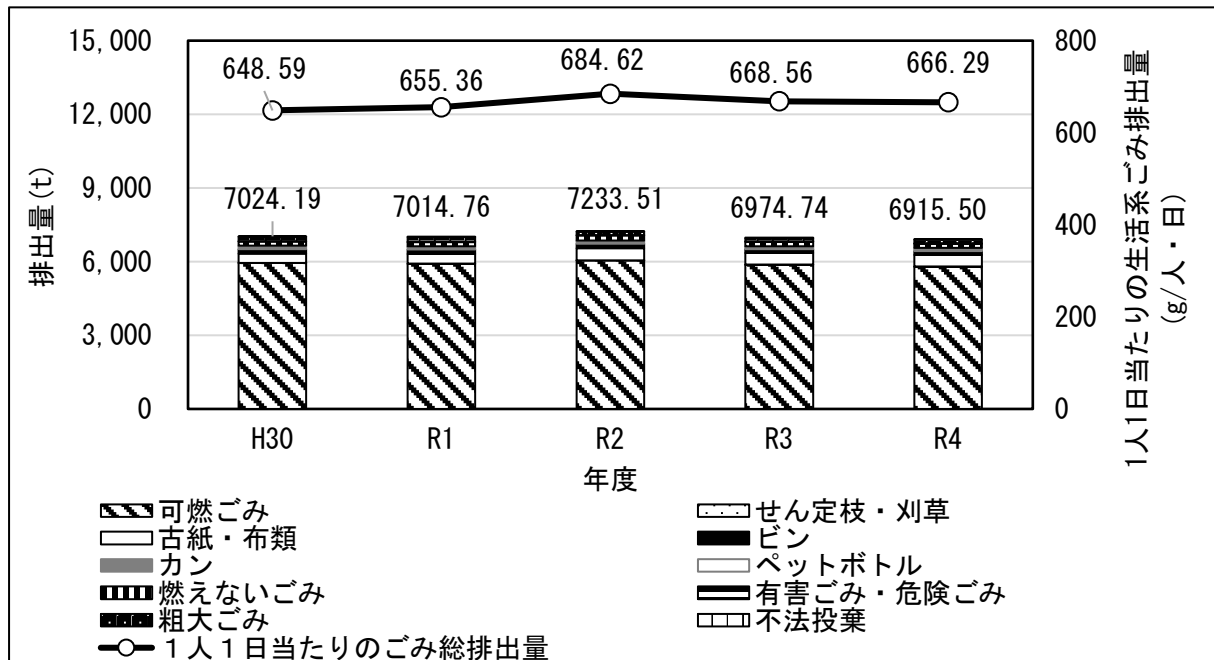


図3-8 生活系ごみ排出量の推移

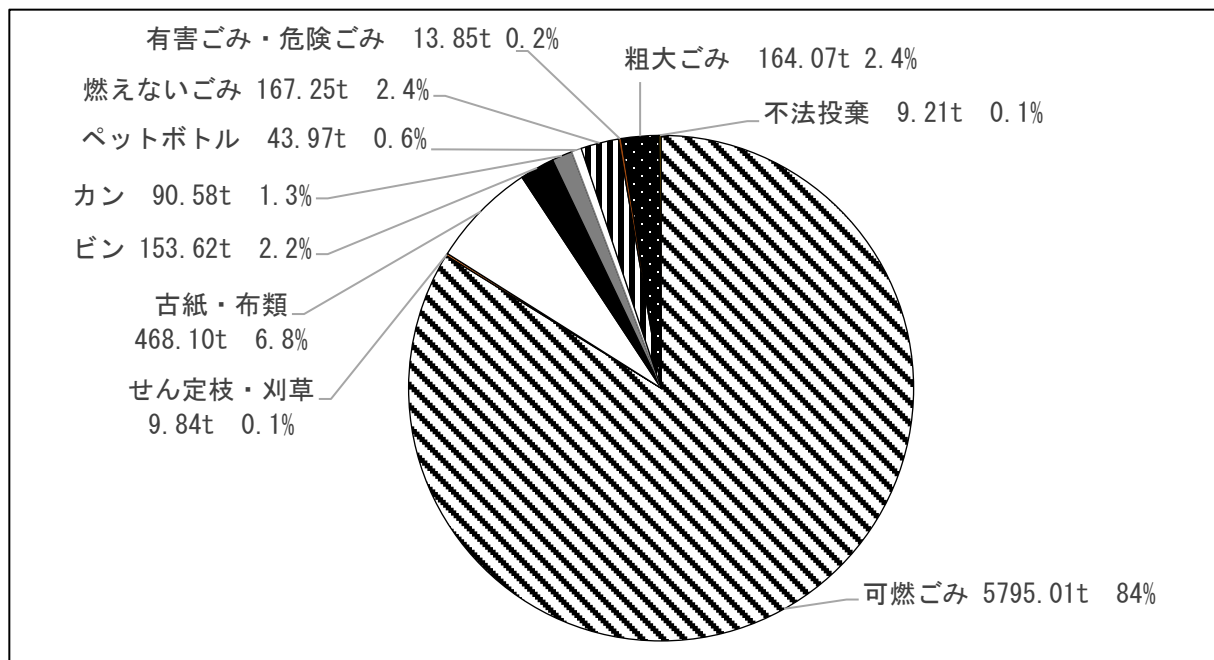


図3-9 生活系ごみ排出量の内訳（令和4年度実績値）

第3章 ごみ処理の現状

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、表3-12及び図3-10に示すとおりです。

事業系ごみ排出量は、令和2年度までは減少傾向を示していましたが、令和3年度以降は、増加に転じています。

表3-12 事業系ごみ排出量の推移

項目	H30	R1	R2	R3	R4
人口（人）	29,671	29,245	28,947	28,582	28,436
事業系ごみ排出量（人）	1780.72	1762.66	1709.26	1714.64	1733.58
可燃ごみ（t）	1743.01	1758.22	1694.57	1695.75	1704.07
せん定枝・刈草（t）	37.71	4.44	14.69	18.89	29.51
1人1日当たりの事業系ごみ排出量 （g/人・日）	164.43	164.68	161.78	164.36	167.03

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（各年度）

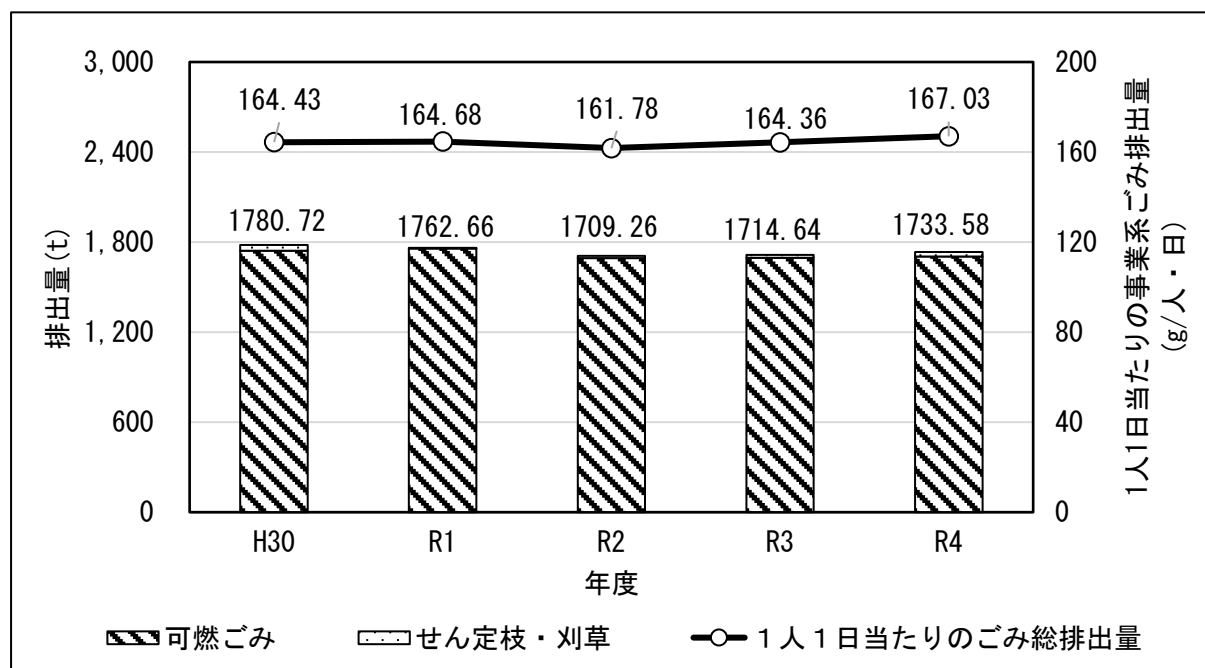


図3-10 事業系ごみ排出量の推移

(4) 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成調査（各市町ごとのごみ収集車抽出調査）は、毎年、東埼玉資源環境組合が行っています。調査結果は、表3-13及び図3-11で示すとおりです。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から調査を中止していましたが、令和5年度から組成調査を再開しました。

調査結果では、プラスチック類、草木類、紙類の混入割合が多く、分別により資源化が図れるものが多く含まれていることが示されています。

表3-13 可燃ごみの組成（単位：％）

項目		H28	H29	H30	R1	R5
可燃ごみの組成	紙類	10.43	13.18	10.72	15.66	13.8
	プラスチック類	54.66	56.75	55.44	47.92	32.7
	布類	2.59	3.03	4.12	3.02	3.1
	厨芥類	16.10	16.69	17.62	17.25	9.1
	金属類	0.10	0.13	0.05	0.41	0.0
	ガラス	0.06	0.11	0.00	0.07	0.0
	草木	15.60	8.08	11.69	14.47	41.2
	その他	0.46	2.03	0.36	1.2	0.1

※平成28年度～令和元年度は年平均値、令和5年度は令和5年9月実施の値

出典：東埼玉資源環境組合 可燃ごみ組成調査結果

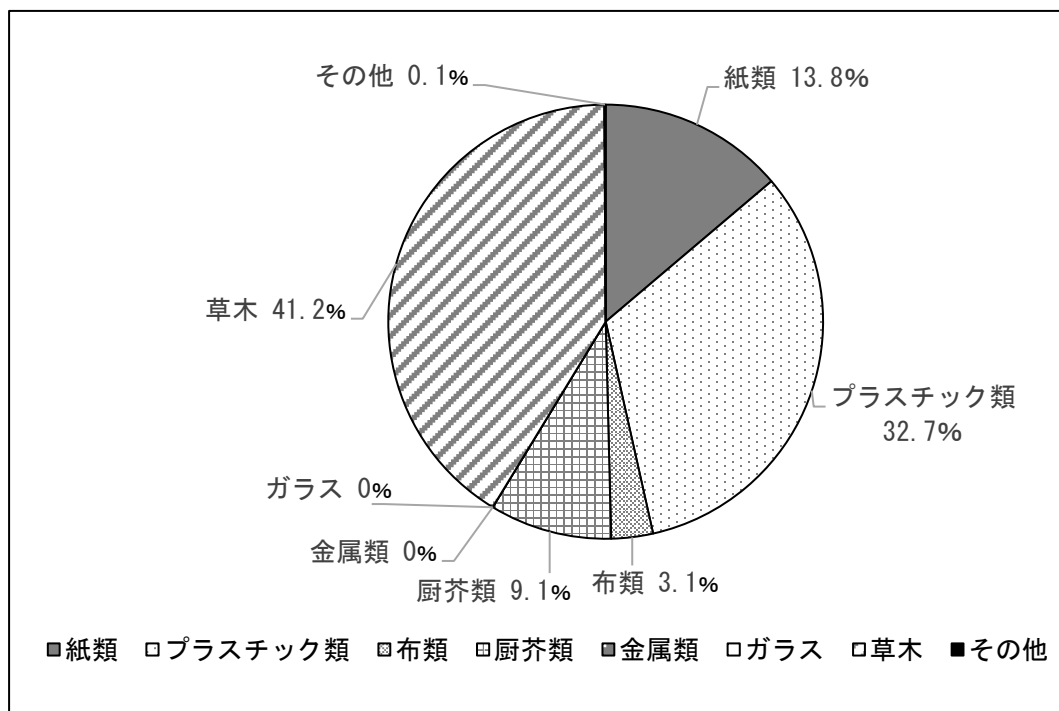


図3-11 可燃ごみの組成（令和5年度実績値）

第3章 ごみ処理の現状

(5) 再生利用率

再生利用率の推移は、表3-14及び図3-12に示すとおりです。

令和2年度までは増加傾向を示していましたが、令和3年度以降は、集団資源回収量の減少などから、再生利用率も減少しています。

表3-14 再生利用率の推移 (単位：％)

項目	H30	R1	R2	R3	R4
再生利用率	14.1	14.4	14.7	13.7	13.5

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（各年度）

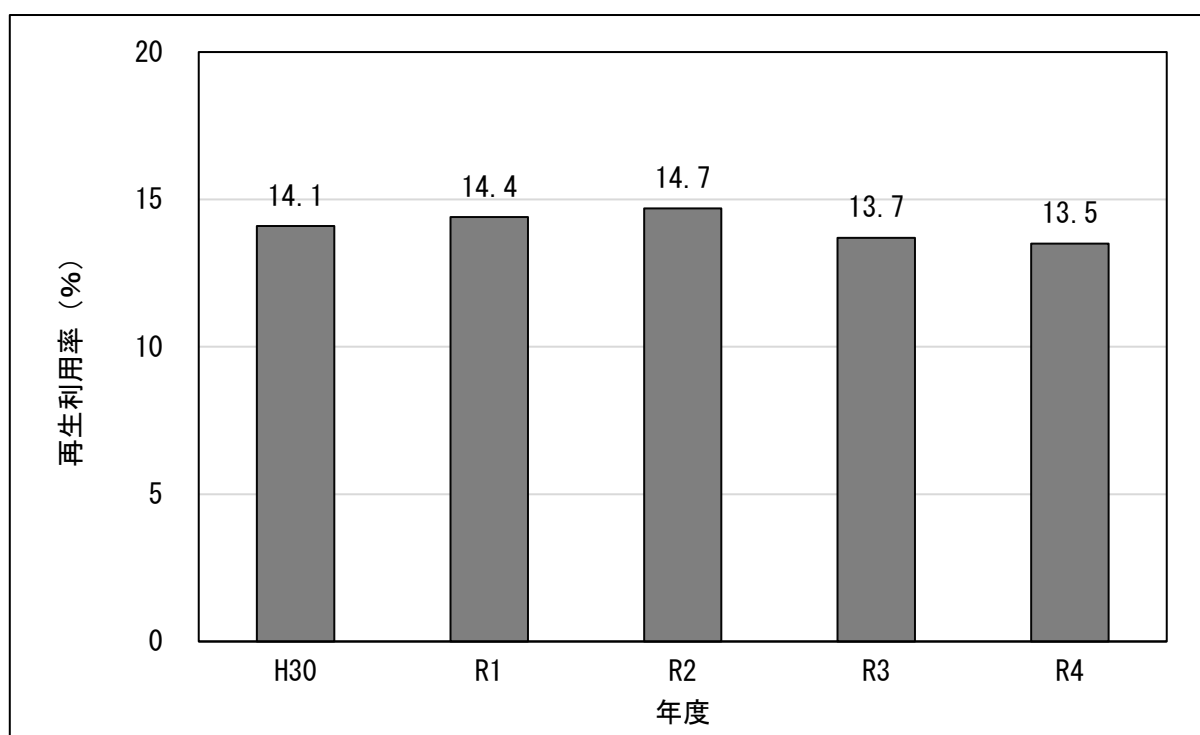


図3-12 再生利用率の推移

(6) ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、表3-15及び図3-13に示すとおりです。

近年の推移は、平成29年度が2億8,020万円（1人当たりのごみ処理経費9,369円）と最も少なくなりましたが、平成30年度以降は、新たな中間処理施設（現：松伏町リサイクルセンター）整備の本格着手により、施設整備費用が増加要因となり、本体工事を行った令和3年度には9億5,105万円（1人当たりのごみ処理経費33,275円）と最も高額となりました。

令和4年度は、本体工事が完了したため、4億2,542円（1人当たりのごみ処理経費14,961円）となっています。

表3-15 ごみ処理経費の推移

項目	H30	R1	R2	R3	R4
人口（人）	29,671	29,245	28,947	28,582	28,436
ごみ処理経費（万円）	34,399	36,067	41,879	95,105	42,542
1人当たりのごみ処理経費（円）	11,594	12,333	14,468	33,275	14,961

出典：清掃費決算額（各年度）

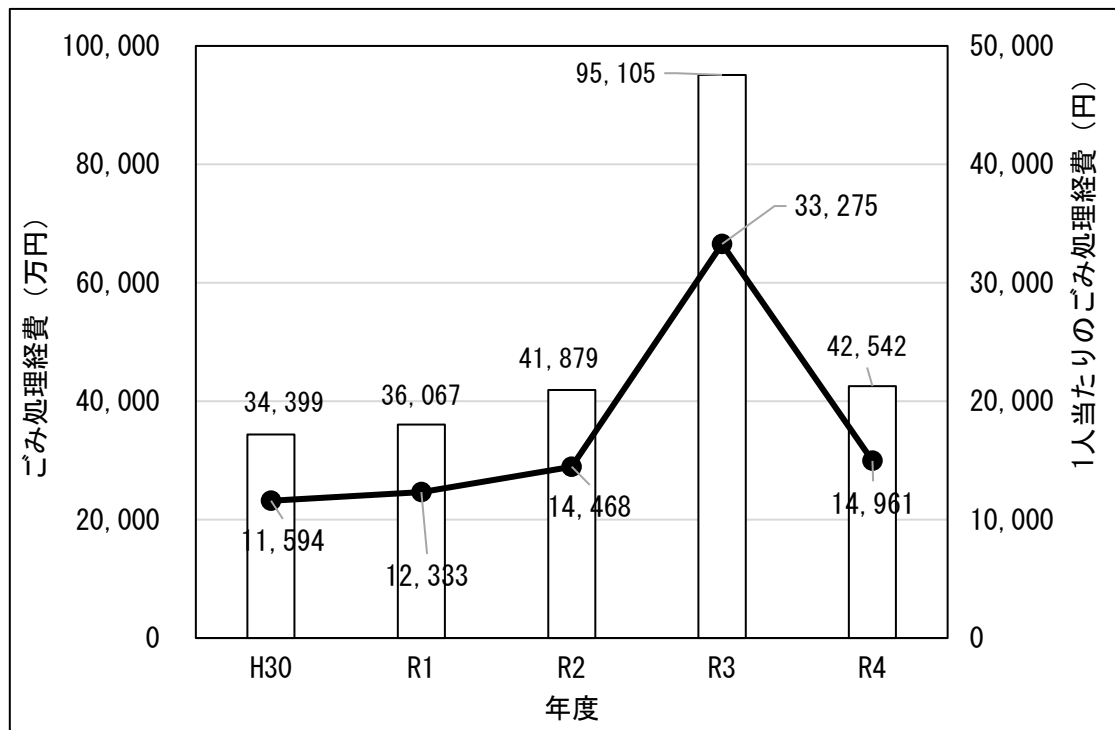


図3-13 ごみ処理経費の推移

第3章 ごみ処理の現状

6 ごみ処理の評価

(1) 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）による評価

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」とは、市町村が一般廃棄物処理システムの改善や進捗の度合いを客観的に評価するため、平成25年6月から環境省が公開しているもので、以下の標準的な指標について、類似団体との比較により客観的に評価するものです。

指標の定義

- ・ 1人1日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)

ごみ総排出量を人口及び365日で除算した数値です。数値が低いほど、ごみの減量化が進んでおり、リデュースやリユースが進んでいることを示します。

- ・ 廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等を除く) (%)

一般的にリサイクル率や再資源化率と言われる数値です。再資源化されたごみの重量を総排出量で除算した数値です。数値が高いほど、ごみのリサイクルが進んでおり、特にマテリアルリサイクルが進んでいることを示します。

- ・ 廃棄物のうち最終処分される割合 (%)

一般的に埋立処分率と言われる数値です。埋立処分されたごみの重量を総排出量で除算した数値です。数値が低いほど、資源化等の減量化が進んでいることを示します。

- ・ 1人1日当たり年間処理経費 (円/人・日)

ごみ処理に係る経費を人口で除算した数値です。数値が低いほど、より効率的なごみ処理が行われていることを示します。

- ・ 最終処分減量に要する費用 (円/t)

焼却費用などの中間処理等により最終処分量を減量化した時に、それらに係る経費を最終処分量の減量化された重量で除算した数値です。数値が低いほど、特に中間処理の効率が良いということを示します。

結果の定義

- ・ レーダーチャート

類似市町村の平均値を50とし、当該自治体の偏差値を五角形の黒い太線のグラフで示したものです。黒い太線が外側にあるほど良好であることを示します。

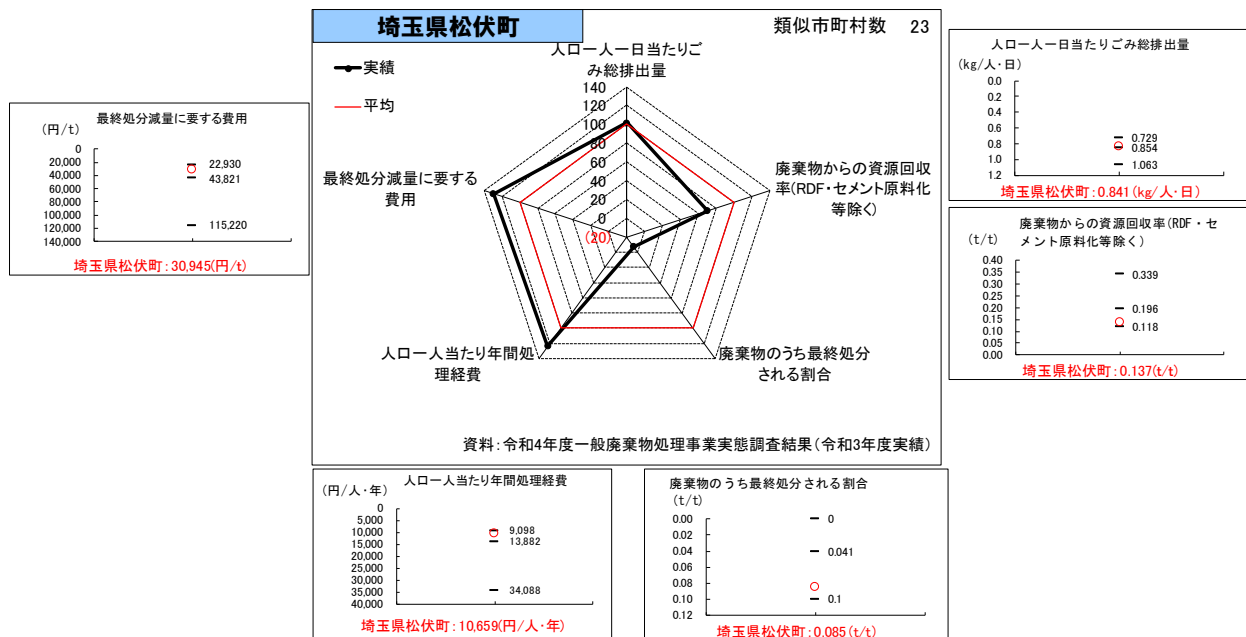
- ・ ポジショニンググラフ

各項目について、最大値、平均値及び最小値を短い黒線で表し、当該自治体の値を○で示したグラフです。各グラフとも上に行くほど良好であることを示します。

(2) 令和3年度実績による埼玉県内の類似都市（23 町村）との比較

①ごみ処理評価

イ．1人1日当たりごみ総排出量、二．1人当たり年間処理経費、ホ．最終処分減量に要する費用については、平均値を上回っていますが、ロ．廃棄物からの資源回収率、ハ．廃棄物のうち最終処分される割合は平均値を下回り、特にハ．廃棄物のうち最終処分される割合は、平均値を大きく下回る結果となっています。



標準的な指標	イ．1人1日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	ロ．廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (%)	ハ．廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	二．1人当たり年間処理経費 (円/人・日)	ホ．最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.854	19.6	4.1	13,882	43,821
最大	1.063	33.9	10	34,088	115,220
最小	0.729	11.8	0	9,098	22,930
標準偏差	0.069	4.9	2.6	5,057	18,389
松伏町	0.841	13.7	8.5	10,659	30,945
指数値	100.1	69.9	▲2.4	123.2	129.4

図3-14 令和3年度実績による埼玉県内の類似都市との比較

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

第3章 ごみ処理の現状

表3－16 比較した埼玉県内の類似都市

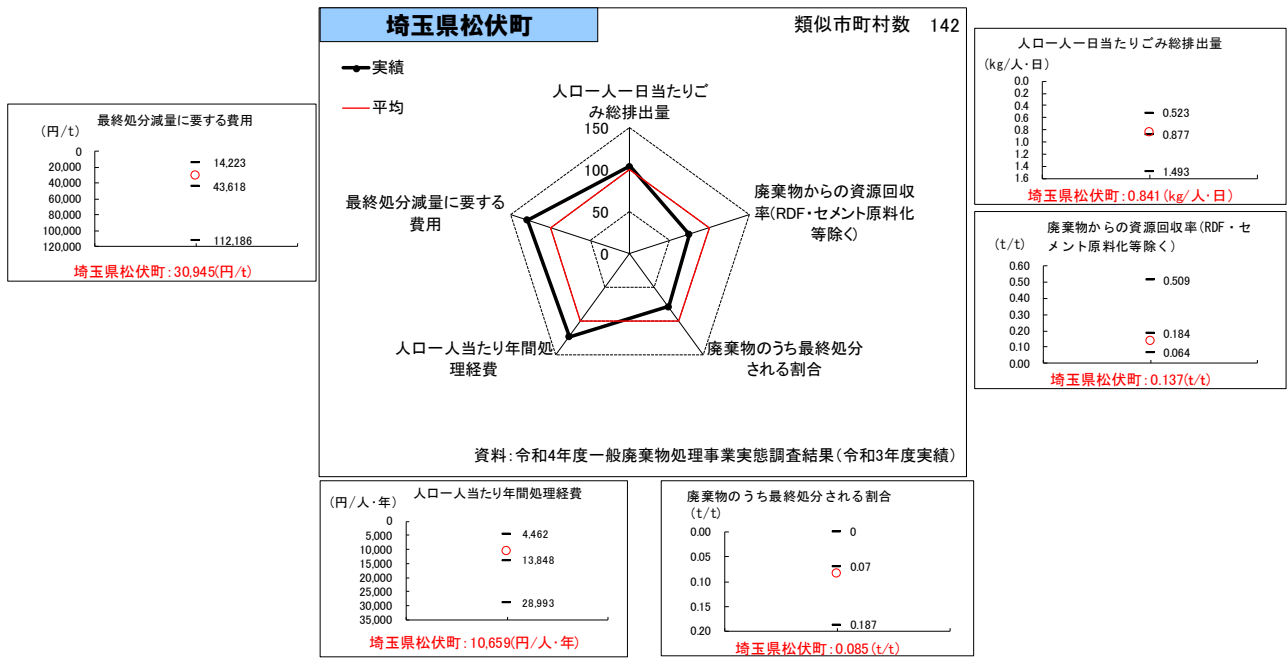
No.	市町村名	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
1	埼玉県伊奈町	45,039	0.828	22.6	10	15,113	48,701
2	埼玉県三芳町	37,987	0.868	18.5	1.3	12,102	38,121
3	埼玉県毛呂山町	33,020	0.887	15.5	8.0	12,195	37,097
4	埼玉県越生町	11,260	0.818	18.6	7.9	16,035	52,851
5	埼玉県滑川町	19,658	0.734	21.5	4.7	14,003	53,528
6	埼玉県嵐山町	17,693	0.864	22.7	4.6	15,244	49,455
7	埼玉県小川町	28,770	0.824	23.6	4.6	14,413	48,842
8	埼玉県川島町	19,466	0.954	24.5	0	17,330	49,659
9	埼玉県吉見町	18,447	0.821	19.8	0	10,811	30,290
10	埼玉県鳩山町	13,206	0.903	20.3	7.8	16,355	48,774
11	埼玉県ときがわ町	10,728	0.801	25.5	4.4	18,640	65,047
12	埼玉県横瀬町	8,015	0.729	20.0	3.5	9,623	32,555
13	埼玉県皆野町	9,319	0.811	17.7	3.1	10,092	30,579
14	埼玉県長瀨町	6,778	0.856	19.3	3.3	11,147	32,060
15	埼玉県小鹿野町	10,955	0.836	18.9	3.1	10,076	29,600
16	埼玉県東秩父村	2,612	0.827	21.9	4.2	34,088	115,220
17	埼玉県美里町	11,033	1.063	14.3	3.2	9,098	22,930
18	埼玉県神川町	13,218	0.869	13.0	3.2	11,597	36,106
19	埼玉県上里町	30,627	0.922	11.8	3.3	9,397	27,732
20	埼玉県寄居町	32,545	0.907	12.8	2.1	12,538	37,867
21	埼玉県宮代町	33,700	0.789	33.9	1.2	14,592	50,047
22	埼玉県杉戸町	44,253	0.874	20.2	2.0	14,143	39,884
23	埼玉県松伏町	28,582	0.841	13.7	8.5	10,659	30,945

(3) 令和3年度実績による全国の類似都市（142 団体）との比較

①ごみ処理評価

県内町村との比較結果と同様、イ．1人1日当たりごみ総排出量、二．1人当たり年間処理経費、ホ．最終処分減量に要する費用については、平均値を上回っていますが、ロ．廃棄物からの資源回収率、ハ．廃棄物のうち最終処分される割合は平均値を下回っています。

(人口 20,000 人以上、30,000 人未満の類似都市 142 団体)



標準的な指標	イ．1人1日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	ロ．廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (%)	ハ．廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	二．1人当たり年間処理経費 (円/人・日)	ホ．最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.877	18.4	7.00	13,848	43,618
最大	1.493	50.9	18.7	28,993	112,186
最小	0.523	6.4	0	4,462	14,223
標準偏差	0.153	7.4	4.9	4,964	16,479
松伏町	0.841	13.7	8.5	10,659	30,945
指数値	102.7	74.5	81.4	123.0	129.1

図3-15 令和3年度実績による全国の類似都市との比較

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

第3章 ごみ処理の現状

(4) 数値目標の達成状況

平成25年3月に策定した、「一般廃棄物処理基本計画」で定めた数値目標は、表3-17に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量及び最終処分量は、令和4年度における数値目標を達成しましたが、その他の項目は未達成の状況となりました。

表3-17 数値目標の達成状況

	H23（基準年）	R4（目標年）	R4（実績値）	達成状況
1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）	869	845	839.42	達成
1人1日当たりの生活系ごみ排出量（g/人・日）	669	644	666	未達成
事業系ごみ排出量（t）	1,842	1,688	1,733.58	未達成
資源化目標（再生利用率）（%）	18.2	20.8	13.5	未達成
最終処分量（t）	889	828	711	達成

出典：一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月策定）

7 ごみの減量化・資源化に関する各種施策の取り組み状況

取組施策	実施状況
1　ごみの発生・排出抑制の促進	
1－1　町民によるごみ発生・排出抑制の促進	
①ごみの発生抑制	ごみ収集カレンダー、広報紙、ホームページなどによる周知
②生ごみの減量化・資源化の促進	生ごみ処理機等の購入補助事業を実施
③環境配慮型製品の購入促進	広報紙、ホームページ等による周知
④環境配慮型ライフスタイルの普及	
⑤リユースの促進	
1－2　事業者によるごみ発生・排出抑制の促進	
①事業所等でのごみ減量の促進	広報紙、ホームページ等による周知
②過剰包装の抑制	
1－3　行政によるごみ発生・排出抑制の促進	
①広報活動による情報提供の充実	広報紙、ホームページ、メール及びSNSによる情報発信
②小中学校での環境学習の充実	小中学校での出前講座等の実施
③多量排出事業者に対する減量化の啓発・指導	多量排出事業者への「廃棄物減量計画書」の提出を指導
④家庭系可燃ごみ有料化の検討	東埼玉資源環境組合事務連絡協議会において検討を開始
⑤庁舎内でのごみ減量促進	ビン、カン、ペットボトル、古紙などの分別徹底
2　適正なりサイクルの推進	
2－1　分別排出の促進	
①分別排出の徹底	ごみ収集カレンダー、広報紙、ホームページなどによる周知
②ごみステーションでの分別指導	ごみステーション管理者への分別指導
2－2　新たなりサイクル対象品目の検討	
①小型家電リサイクルの検討	小型家電製品を売却し。再資源として活用する取り組みを実施
②生ごみリサイクルの検討	生ごみ処理機等購入補助事業を実施

第3章 ごみ処理の現状

	③プラスチック製容器包装リサイクルの検討	東埼玉資源環境組合事務連絡協議会において、容器包装プラスチック及び製品プラスチックのリサイクルの検討
	2-3 収集運搬方法等の検討	
	①収集運搬体制の見直し	効率的な収集運搬体制の検討
	②高齢化社会への対応の検討	ごみ出し困難世帯に対する、ごみ出し支援策について検討→個別ケースによる対応
	2-4 資源化の徹底	
	①ごみ処理における資源化の徹底	町施設では処理困難な不燃物について、民間施設を活用することにより資源化を実施
	②集団資源回収の促進	新型コロナウイルス感染拡大期における、集団資源回収量減少対策として、補助額の上乗せを実施
	③新たな資源回収ルートの検討	各種資源化に資する施策、事業者情報を収集
3	廃棄物の適正な処理・処分の推進	
	3-1 環境配慮型処理システムの整備	
	①中間処理施設の整備・充実	令和4年度から松伏町リサイクルセンターが稼働
	②処理困難物の適正処理	町施設では処理困難な不燃物について、民間施設を活用することにより資源化を実施
	③最終処分量の削減	資源化を徹底することにより最終処分量の削減を継続実施
	3-2 広域処理体制の整備	
	①東埼玉資源環境組合との連携	東埼玉資源環境組合第一工場及び堆肥化施設の安定稼働
	②災害廃棄物対策の検討	平成29年度、「松伏町災害廃棄物処理計画」を策定

8 ごみ処理の課題

(1) 発生・排出抑制の課題

1 人1日当たりのごみ総排出量は、減少傾向を示すことなく推移していることから、引き続き、町民、事業者、行政が連携を図りながら発生・排出抑制に取り組んでいく必要があります。

①資源物の分別排出の徹底

可燃ごみの中には、古紙、ペットボトル、せん定枝・刈草など、資源として分別収集をしているものが多く含まれていることから、分別排出の徹底を図る必要があります。

②厨芥類の削減によるごみの発生抑制

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行に合わせ、厨芥類の削減につながる「食品ロスの削減」に向けた取り組みを図る必要があります。

③プラスチックのリサイクル

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、プラスチック使用製品の分別排出、分別収集、再資源化、再商品化などの取り組みを推進する必要があります。

(2) 収集・運搬の課題

人口減少や人口構成の変化、循環型社会に対応する社会的要請など、暮らしの変化に対応した効率的な収集運搬体制を整備する必要があります。

①ごみ集積所

人口減少や人口構成の変化に伴い、ごみ集積所の設置や管理の在り方を検討していく必要があります。

②収集日・収集コース

プラスチック類の分別収集を視野に、分別品目の細分化に対応した収集日や収集コース等を検討する必要があります。

③ごみ出し困難世帯への支援

高齢者や障がい者など、ごみ出しが困難な世帯に対する支援について検討する必要があります。

第3章 ごみ処理の現状

(3) 処理・処分の課題

効率的で安定したごみ処理体制を維持、整備することが必要です。

①松伏町リサイクルセンター

松伏町リサイクルセンターは新しい施設ですが、安全かつ安定的なごみ処理が行えるよう、適切なメンテナンスを行う必要があります。

また、近年では類似施設において、リチウムイオン電池が原因となる火災などが発生していることから、当施設においても有効な予防措置を講じる必要があります。

②東埼玉資源環境組合

可燃ごみ及びせん定枝・刈草は、東埼玉資源環境組合において焼却処理及び堆肥化を行っています。引き続き、不燃物の混入抑制など、分別の徹底が必要です。

また、東埼玉資源環境組合分担金の負担割合について、見直し協議を行うことが求められています。

③民間処理施設

廃棄物処理は、行政の処理施設のみでの完結が困難となっています。安全かつ安定的な廃棄物処理と効率的な廃棄物処理を目的に、適切な民間処理施設への委託を行うことが必要です。

(4) 最終処分の課題

松伏町では、一般廃棄物最終処分場を有していません。引き続き、埼玉県環境整備センターなどの外部の最終処分場を利用することとなるため、減量化や資源化に取組み、最終処分量を減量することが必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 ごみ排出量の推計
- 4 目標達成に向けた施策

第4章 ごみ処理基本計画

本計画では、前計画の取組みを継承し、かつ、令和5年12月に策定した「第6次松伏町総合振興計画」の基本構想を踏まえ、町民が安心して生活できる環境を築くために、「みんなで拓く持続可能な資源循環のまち まつぶし」を基本理念として掲げます。

本町では、これまで「環境共生と資源循環のまち まつぶし」を理念に掲げ、町民、事業者、行政が三者連携のもと、ごみの排出抑制・資源化に取り組んできました。

本計画の策定においては「SDGs」の視点を取り入れ、循環型社会の構築に向けて、町民、事業者、行政が連携・協力を深めていく必要があることから、4Rの推進や食品ロスの削減、プラスチックごみの排出抑制のための取組みを強化します。

また、人口減少や人口構成の変化に伴う町民のライフスタイルの変化に的確に対応した、効率的で適正なごみ処理システムを構築するなど、資源循環型の持続可能な社会・地域を目指して、更なるごみの減量、資源化、適正処理を推進します。

1 基本理念

みんなで拓く持続可能な資源循環のまち まつぶし

2 基本方針

基本方針1 町民、事業者、行政との協働による資源循環の推進

町民、事業者、行政が連携し、ごみの減量・資源化などに取り組めます。さらに、それぞれの役割や責任を果たす中で相互に協力し、SDGsの理解促進と行動変革を推進することで循環型社会の構築を目指します。

基本方針2 ごみの排出抑制と資源化の推進

循環型社会の実現には、ごみの排出抑制と資源化は重要な取り組みであり、町民、事業者、行政が連携して継続的に取り組むべき施策です。

持続可能な社会実現の機運の高まりを背景として、これまで以上に取り組みを強化します。

基本方針3 安定的なごみ処理体制の構築

将来を見据え、人口減少社会に対応したごみ収集・処理システムの構築に取り組めます。また、頻発する災害に備え、災害廃棄物の処理計画や業務マニュアルの見直しを行います。

3 ごみ排出量の推計

(1) 将来人口推計

本町の将来人口は、令和5年12月に策定した「松伏町第6次総合振興計画」の基本構想に示された将来目標人口に基づき、設定しました。

本町の人口は、今後も減少することが予想されており、本計画の目標年度である令和15年度の人口は、25,453人と見込まれています。

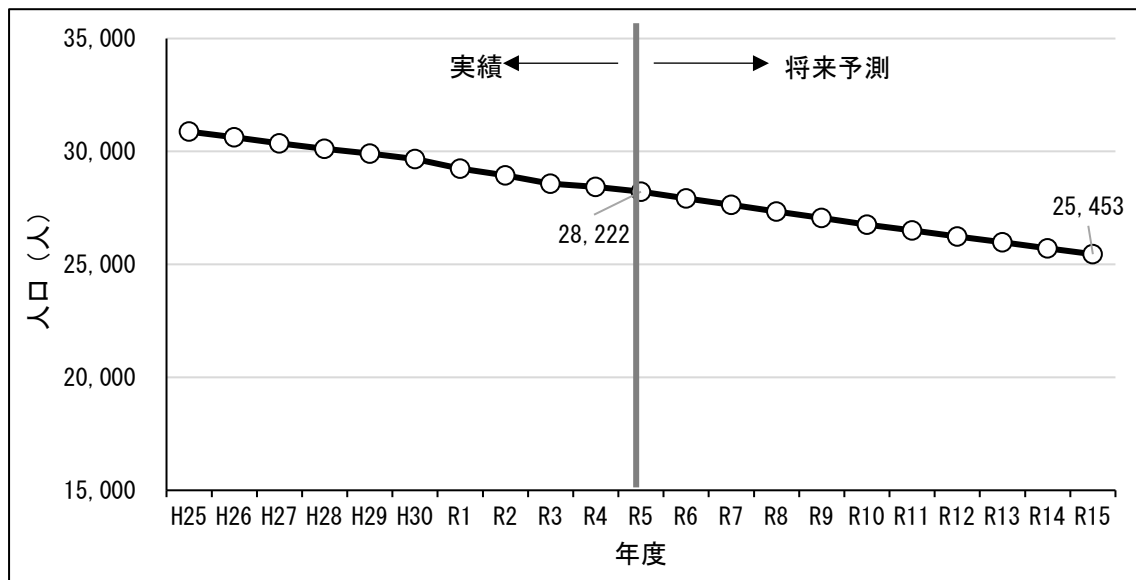


図4-1 人口推計

表4-1 人口推計 (単位：人)

年度	人口 (実績)	年度	人口 (将来予測)
H25	30,879	R6	27,930
H26	30,632	R7	27,638
H27	30,366	R8	27,345
H28	30,126	R9	27,053
H29	29,907	R10	26,761
H30	29,671	R11	26,499
R1	29,245	R12	26,238
R2	28,947	R13	25,976
R3	28,582	R14	25,715
R4	28,436	R15	25,453
R5	28,222		

出典：第6次松伏町総合振興計画

第4章 ごみ処理基本計画

(2) ごみ総排出量の推計

①ごみ総排出量の推計（総量）

本町のごみ総排出量は、これまでの人口やごみ排出量の実績に基づき、排出状況等が現状のまま推移したと想定すると、図4-2及び表4-2のとおりに推移すると見込まれます。

1人1日当たりごみ総排出量は、図4-3及び表4-3のとおり、ほぼ横ばいに推移すると見込まれますが、ごみ総排出量は、人口減少に伴い減少すると見込まれます。

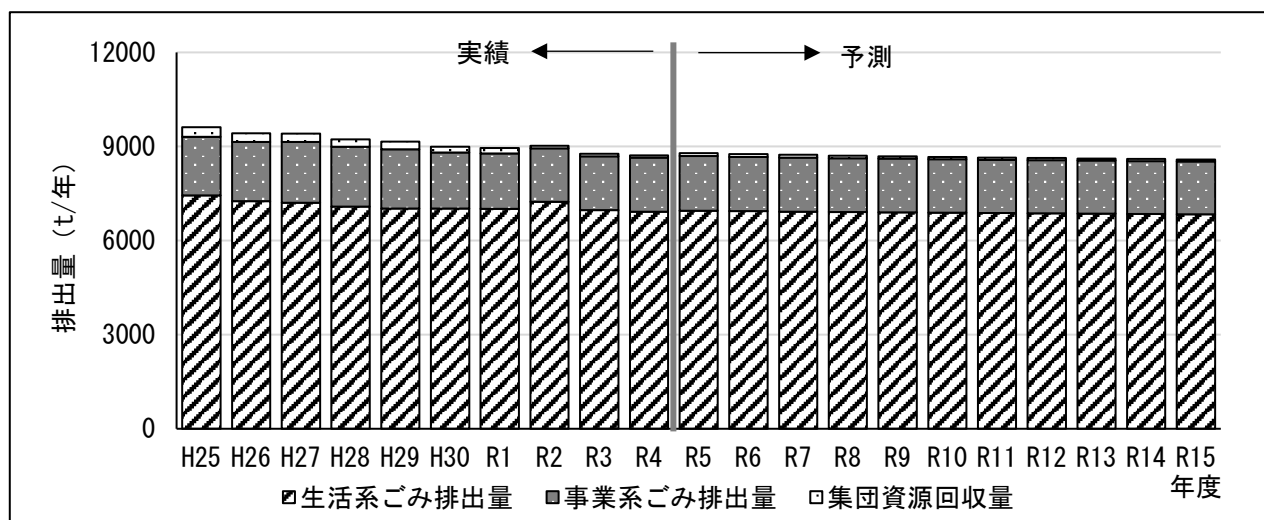


図4-2 ごみ総排出量の推計（総量）

表4-2 ごみ総排出量の推計結果

	年度	ごみ総排出量（t）			
			生活系ごみ排出量（t）	事業系ごみ排出量（t）	集団資源回収量（t）
実績	H25	9619.19	7436.84	1875.05	307.30
	H26	9416.67	7252.20	1892.87	271.60
	H27	9410.83	7205.60	1945.02	260.21
	H28	9229.69	7080.90	1914.75	234.04
	H29	9158.73	7018.36	1889.36	251.01
	H30	8993.90	7024.19	1780.72	188.99
	R1	8956.01	7014.76	1762.66	178.59
	R2	9027.57	7233.51	1709.26	84.80
	R3	8770.13	6974.74	1714.64	80.75
	R4	8712.50	6915.50	1733.58	63.42
将来予測	R5	8789.02	6952.71	1740.62	95.69
	R6	8760.65	6937.09	1733.04	90.52
	R7	8734.86	6922.75	1726.11	86.00
	R8	8711.24	6909.51	1719.71	82.03
	R9	8689.45	6897.19	1713.77	78.49
	R10	8669.25	6885.70	1708.24	75.32
	R11	8650.43	6874.92	1703.06	72.46
	R12	8632.81	6864.77	1698.18	69.86
	R13	8616.25	6855.18	1693.59	67.48
	R14	8600.65	6846.10	1689.24	65.31
	R15	8585.89	6837.47	1685.12	63.30

② 1人1日当たりのごみ総排出量（内訳）推計

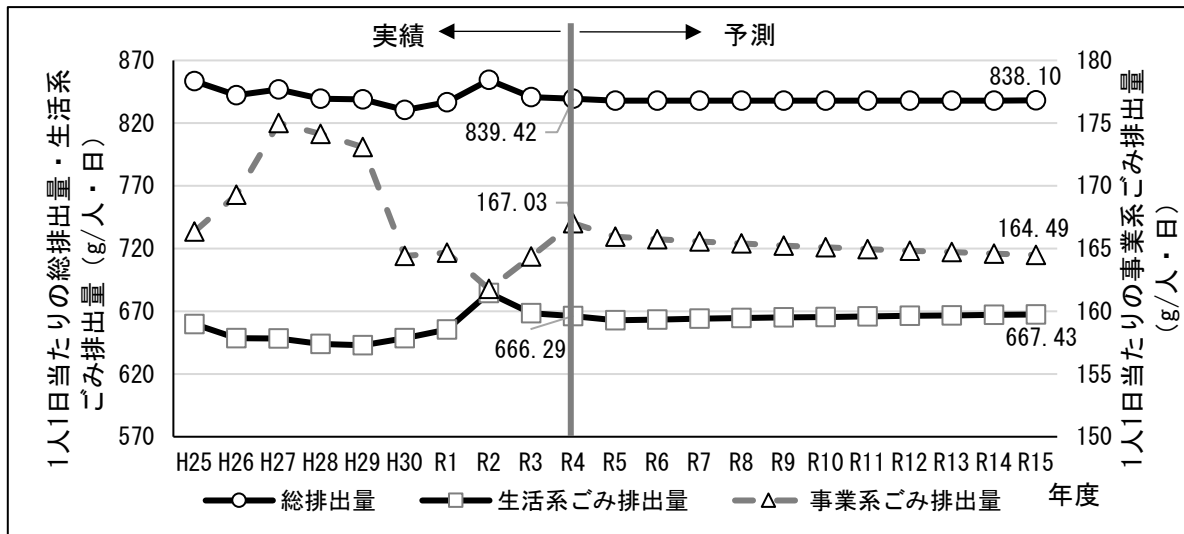


図4-3 1人1日当たりのごみ総排出量の推計

表4-3 1人1日当たりのごみ総排出量の推計結果

	年度	1人1日当たりのごみ総排出量 (g/人・日)			
			1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 (g/人・日)	1人1日当たりの集団資源回収量 (g/人・日)
実績	H25	853.46	659.83	166.36	27.27
	H26	842.23	648.64	169.30	24.29
	H27	846.76	648.34	175.01	23.41
	H28	839.37	643.95	174.13	21.28
	H29	839.01	642.94	173.08	22.99
	H30	830.47	648.59	164.43	17.45
	R1	836.72	655.36	164.68	16.68
	R2	854.42	684.62	161.78	8.02
	R3	840.66	668.56	164.36	7.74
	R4	839.42	666.29	167.03	6.11
将来予測	R5	837.91	662.84	165.94	9.12
	R6	837.86	663.46	165.75	8.66
	R7	837.84	664.03	165.57	8.25
	R8	837.84	664.55	165.40	7.89
	R9	837.85	665.04	165.25	7.57
	R10	837.88	665.50	165.10	7.28
	R11	837.91	665.93	164.96	7.02
	R12	837.95	666.34	164.84	6.78
	R13	838.00	666.72	164.72	6.56
	R14	838.05	667.09	164.60	6.36
	R15	838.10	667.43	164.49	6.18

第4章 ごみ処理基本計画

③1人1日当たりの最終処分量推計

1人1日当たりの最終処分量は、これまでの減少傾向に基づき、今後も減少すると見込まれます。

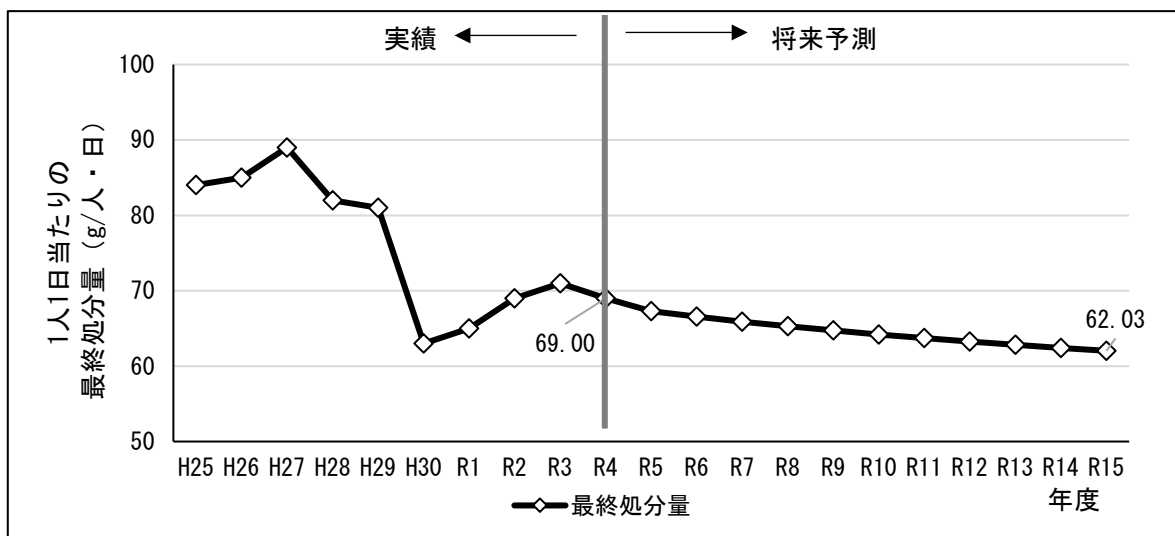


図4-4 1人1日当たりの最終処分量の推計

表4-4 1人1日当たりの最終処分量の推計結果

年度	1人1日当たりの最終処分量 (g/人・日) 【実績】	年度	1人1日当たりの最終処分量 (g/人・日) 【将来予測】
H25	84.00	R5	67.31
H26	85.00	R6	66.57
H27	89.00	R7	65.90
H28	82.00	R8	65.29
H29	81.00	R9	64.72
H30	63.00	R10	64.20
R1	65.00	R11	63.71
R2	69.00	R12	63.25
R3	71.00	R13	62.82
R4	69.00	R14	62.42
		R15	62.03

(3) 数値目標の設定

本基本計画においては、これまでの現状分析や将来予測等を踏まえた上で、国や県が設定した数値目標を参考として、以下のとおり、5つの数値目標を設定します。

① 1人1日当たりのごみ総排出量

施策実施効果として、1人1日当たりのごみ総排出量を年1gずつ減少すると見込み、令和15年度の目標値を、828g/人・日に設定します。

表4-5 1人1日当たりのごみ総排出量の目標値

実績 目標	実績		目標			備考
			国・埼玉県	松伏町		
年次	R3 年度	R4 年度	R7 年度	R10 年度	R15 年度	
国	890g/人・日	—	850g/人・日	—	—	
埼玉県	841g/人・日	—	—	—	—	
松伏町	841g/人・日	839g/人・日	—	839g/人・日	839g/人・日	現状推移時
			—	833g/人・日	828g/人・日	目標値 (施策実施効果を見込む)
定義	1 人 1 日 当 た り の ご み 総 排 出 量 ＝ ご み 総 排 出 量（生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量の合計）/年度末人口/365 日 小数点以下、四捨五入					

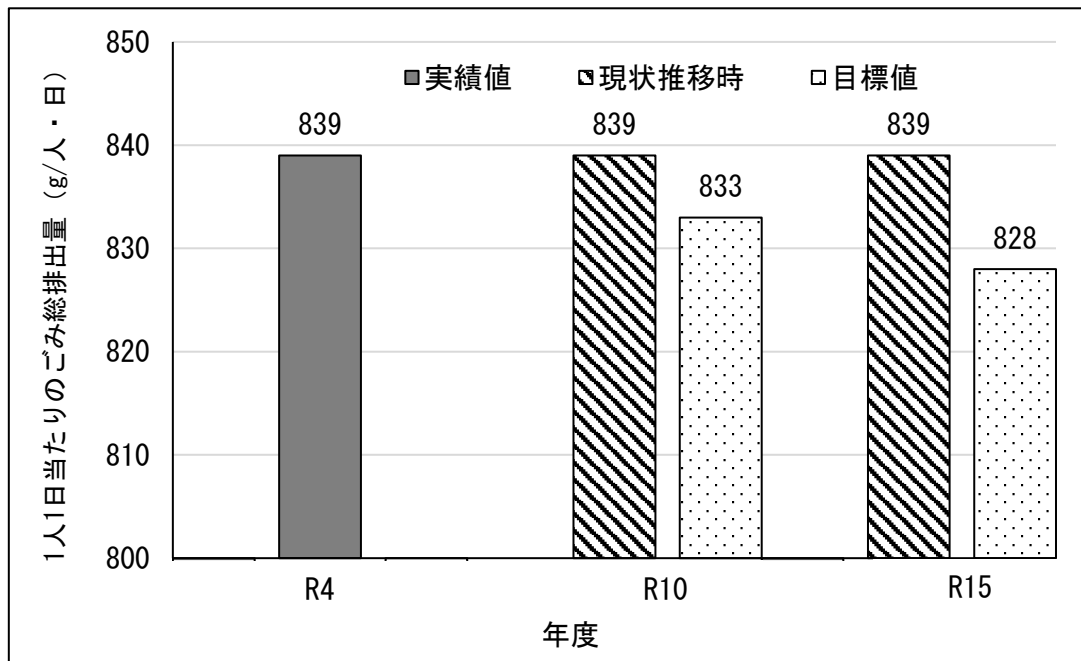


図4-5 1人1日当たりのごみ総排出量の目標値

第4章 ごみ処理基本計画

② 1人1日当たりの生活系ごみ排出量

施策実施効果として、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を年1gずつ減少すると見込み、令和15年度の目標値を、655g/人・日に設定します。

表4-6 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の目標値

実績 目標	実績		目標			備考
			国・埼玉県	松伏町		
年次	R3 年度	R4 年度	R7 年度	R10 年度	R15 年度	
国	636g/人・日	—	—	—	—	
埼玉県	630g/人・日	—	—	—	—	
松伏町	669g/人・日	666g/人・日	—	666g/人・日	667g/人・日	現状推移時
			—	660g/人・日	655g/人・日	目標値 (施策実施効果 を見込む)
定義	1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量＝生活系（家庭系＋資源物）ごみ排出量/年度末人口 /365 日 小数点以下、四捨五入					

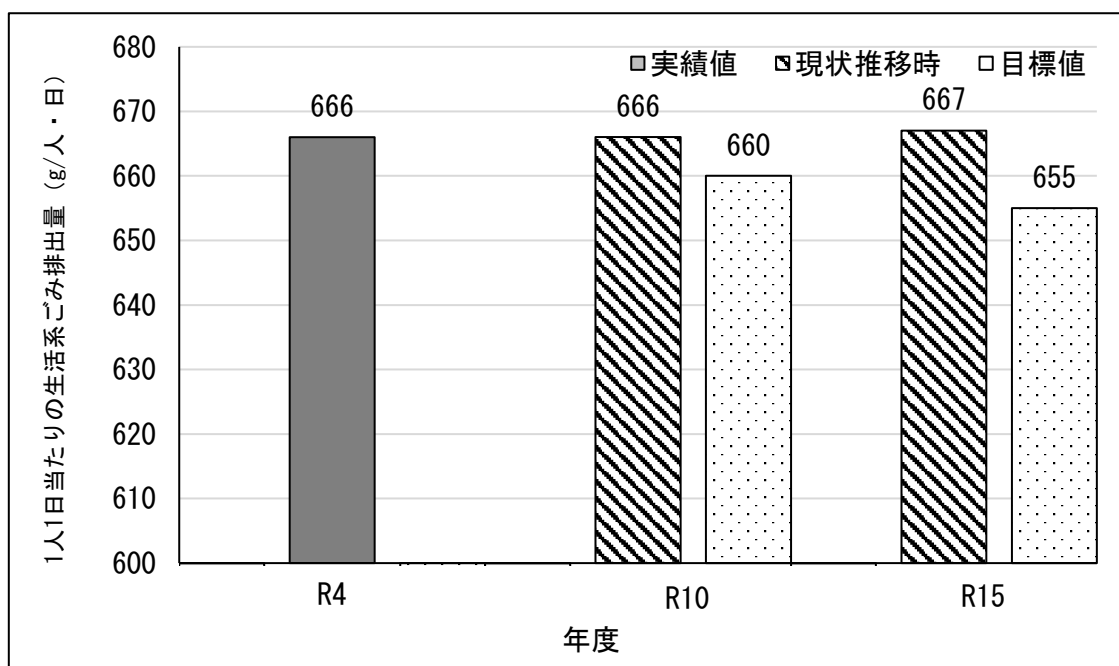


図4-6 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の目標値

③ 1日当たりの事業系ごみ排出量

施策実施効果として、1日当たりの事業系ごみ排出量の減少を見込みます。一方、町内では、新たな産業団地の整備が進められていることから、増加の要因も見込まれます。

そのため、令和15年度における目標値として、4.6t/日に設定します。

表4-7 1日当たりの事業系ごみ排出量の目標値

実績 目標	実績		目標			備考
			国・埼玉県	松伏町		
年次	R3 年度	R4 年度	R7 年度	R10 年度	R15 年度	
国	—	—	—	—	—	
埼玉県	—	—	—	—	—	
松伏町	4.6t/日 1,715t/年	4.7t/日 1,734t/年		4.6t/日 1,702t/年	4.6t/日 1,685t/年	現状推移時
				4.6t/日 1,702t/年	4.6t/日 1,685t/年	目標値 (施策実施効果を見込む)
定義	1 日当たりの事業系ごみ総排出量＝事業系ごみ排出量/365 日					

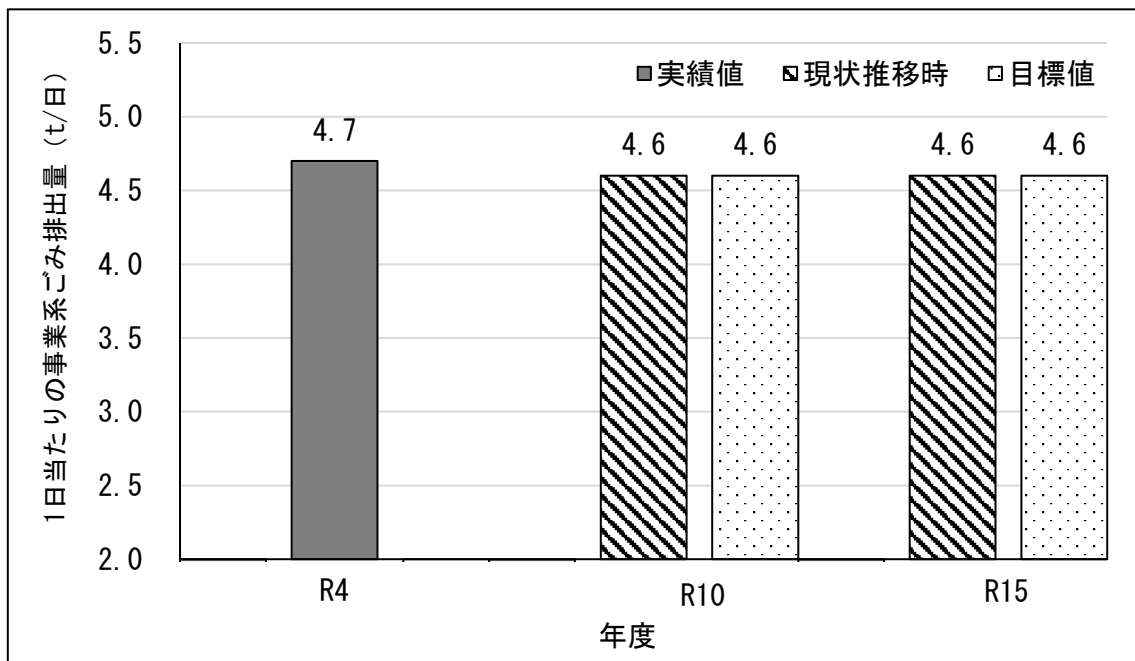


図4-7 1日当たりの事業系ごみ排出量の目標値

第4章 ごみ処理基本計画

④再生利用率

再生利用率は、表4－8の「定義」のとおり算出される数値であることから、施策実施効果を見込んだ場合でも、大幅に増加する目標値を設定することが難しい値です。

令和10年度以降（令和15年度まで）に、プラスチック類の分別収集を見込み、令和15年度における目標値を20%に設定します。

表4－8 再生利用率の目標値

実績 目標	実績		目標			備考
			国・埼玉県	松伏町		
年次	R3 年度	R4 年度	R7 年度	R10 年度	R15 年度	
国	19.9%	—	28.0%	—	—	
埼玉県	24.2%	—	33.6%	—	—	
松伏町	13.7%	13.5%		13.4%	13.4%	現状推移時
				15%	20%	目標値 (施策実施効果を見込む)
定義	再生利用率＝総資源化量（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷ごみ総排出量					

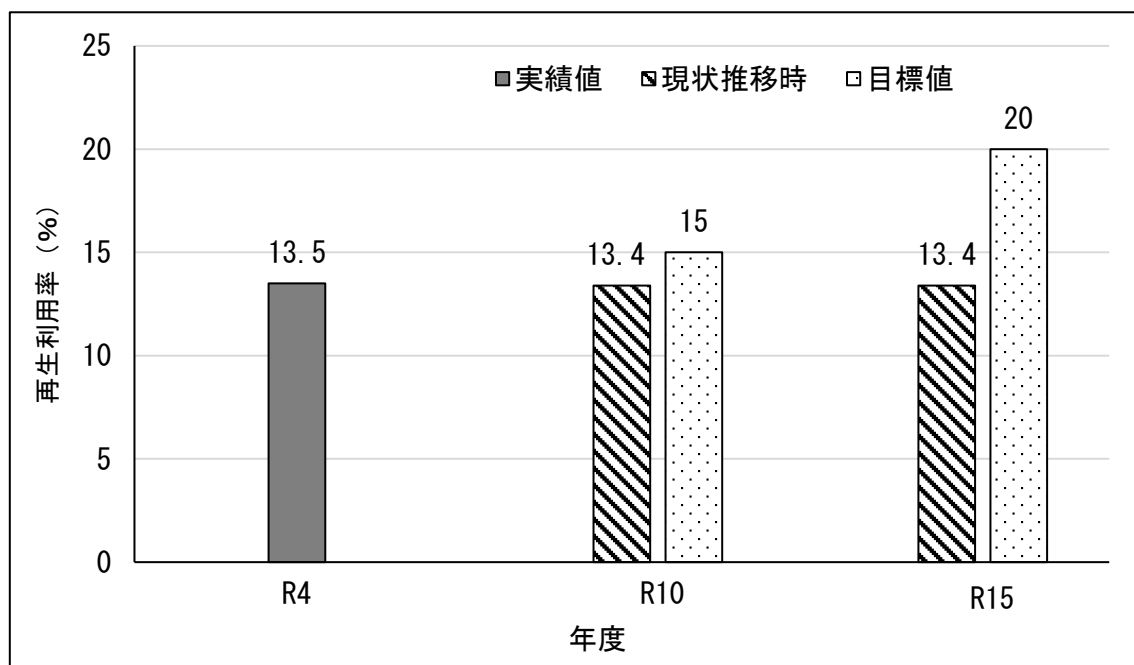


図4－8 再生利用率の目標値

⑤最終処分量の削減

令和10年度以降に実施見込みの、プラスチック類の分別収集による効果により、可燃ごみとして処理した場合に発生する焼却残渣の減少が見込まれます。

令和15年度における目標値をプラスチック類の分別収集効果として、2g/人・日減少と見込み、60g/人・日に設定します。

表4-9 最終処分量の目標値

実績 目標	実績		目標			備考
			国・埼玉県	松伏町		
年次	R3 年度	R4 年度	R7 年度	R10 年度	R15 年度	
国	—	—	—	—	—	
埼玉県	—	—	28g/人・日	—	—	
松伏町	71g/人・日	69g/人・日		65g/人・日	62g/人・日	現状推移時
				65g/人・日	60g/人・日	目標値 (施策実施効果を見込む)

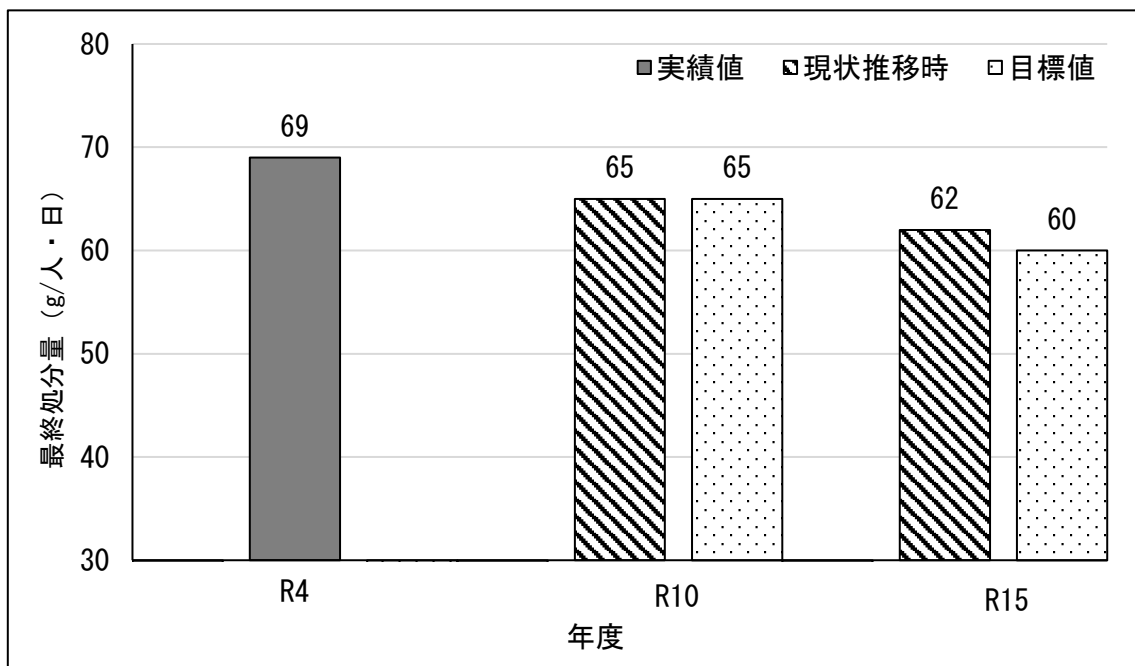


図4-9 最終処分量の目標値

第4章 ごみ処理基本計画

4 目標達成に向けた施策

(1) 施策体系

基本方針	施策		具体的な取組	
基本方針1 町民・事業者・行政との協働による資源循環の推進	1	地域一体となった資源化の促進	①	集団資源回収の促進
			②	ごみ集積所の適切な配置と適正管理
			③	地域美化活動の促進
	2	SDGsの理解促進と行動変革	①	SDGsの理解促進と行動変革
			②	資源循環に関する情報発信
基本方針2 ごみの排出抑制と資源化の推進	1	分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進	①	ごみと資源物の分別徹底
			②	生ごみの減量
			③	枝草の堆肥化
	2	新たな分別区分や排出方法の検討	①	プラスチック製品のリサイクルシステムを検討
			②	拠点回収場所と品目の検討
基本方針3 安定的なごみ処理体制の構築	1	人口減少社会を見据えたごみ収集・処理システムの構築	①	「(仮称) ふれあい収集」の導入を検討
			②	DXを活用したごみ収集・処理システムの検討
			③	ごみ収集体制・コースの見直しを検討
			④	遺品整理などに伴う一時多量ごみへの対応を検討
			⑤	事業系ごみ(可燃物以外)の松伏町リサイクルセンターへの受け入れを検討
	2	ごみ処理有料化の検討	①	ごみ処理有料化の検討
			②	ごみ処理にかかる費用負担の検討
	3	災害廃棄物処理等体制の強化	①	災害廃棄物処理計画の見直し
			②	他自治体との相互支援体制の強化

1-1-① 集団資源回収の促進

子ども会や自治会など、これまで集団資源回収の主体を担っていた、任意団体の解散や活動停止、古紙の市況価格の下落などの課題があるため、今後も町民が安心して集団資源回収を継続できる仕組みを検討します。

また、一定程度まとまった量の資源が排出される地域などには重点的に集団資源回収への参加を提案します。

1-1-② ごみ集積所の適切な配置と適正管理

ごみ収集業務の効率化とごみ処理経費の負担増を抑制するため、地域の実情と人口構成などを踏まえた、ごみ集積所の適正な配置に努めます。

また、ごみ集積所の管理が、町民主体であることを啓発し、利用者によるごみ集積所の環境維持について提案を行います。

1-1-③ 地域美化活動の促進

クリーン作戦など、地域の美化活動を通じて、地域一体となった環境美化意識の醸成を図ります。

1-2-① SDGs の理解促進と行動変革

一人ひとりのごみ減量・リサイクル推進の取り組みや、環境に配慮した消費活動・暮らし方が、持続可能な社会づくりにつながることを意識できる環境の整備を図ります。

1-2-② 資源循環に関する情報発信

町民、事業者が行動変容につながる、ごみの減量やリサイクルに関する情報発信を充実させます。

2-1-① ごみと資源物の分別徹底

ごみとして排出されるものの中には、分別を適正に行うことにより、資源化できるものが含まれていることから、ごみと資源物の分別の徹底について周知・啓発を行います。

また、国籍を問わず、誰もがごみ分別方法を理解できるよう、多言語による周知・啓発に努めます。

2-1-② 生ごみの減量化

ごみの減量化のため、生ごみの水切りについて啓発を行うほか、生ごみ処理機等の普及を図ります。

第4章 ごみ処理基本計画

2-1-③ 枝草の堆肥化

ごみの減量化のため、せん定枝や刈草の排出にあたっては、東埼玉資源環境組合の堆肥化施設の利用を促すとともに、搬入時の公用車（軽トラック）貸出し制度の周知を図ります。

2-2-① プラスチック製品のリサイクルシステムを検討

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、プラスチック製品のリサイクルシステムについて検討を行います。

検討については、東埼玉資源環境組合及び構成市と連携し、統一的なリサイクルシステムの導入の検討を行います。

2-2-② 拠点回収場所と品目の検討

ステーション収集を補完する資源化ルートとして、拠点回収場所の増設や回収品目の拡大を検討します。

3-1-① 「(仮称) ふれあい収集」の導入を検討

高齢化や世帯構成員の減少など、人口構成の変化に対応したごみ収集「(仮称) ふれあい収集」の導入を検討します。

3-1-② DXを活用したごみ収集・処理システムの検討

DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用した、粗大ごみ収集予約システムなど、ごみ収集や処理システムの最適化や行政サービスの効率化に向けた検討を行います。

3-1-③ ごみ収集体制・コースの見直しを検討

人口減少社会や分別区分の拡大、生活様式の変化による排出量の変化に対応するため、ごみ収集体制やコースの見直しを検討します。

3-1-④ 遺品整理などに伴う一時多量ごみへの対応を検討

遺品整理や介護施設への入所などに伴い、一時的に多量のごみが排出されるケースが増加しています。この状況に対応するため、一時多量ごみの収集、処理体制を検討します。

3-1-⑤ 事業系ごみ（可燃物以外）の松伏町リサイクルセンターへの受け入れを検討

松伏町リサイクルセンターが稼働したことにより、これまで受け入れを見合わせていた、事業系ごみ（可燃物以外）の松伏町リサイクルセンターへの受け入れを検討します。

3-2-① ごみ処理有料化の検討

ごみの発生抑制・排出抑制や再生利用の推進、また負担の公平性の確保等の効果と、町民の負担増、社会的弱者に対する配慮などの課題を踏まえ、東埼玉資源環境組合及び構成市と連携しながらごみ処理有料化を検討します。

3-2-② ごみ処理に係る費用負担の検討

町民、事業者に対し、ごみ処理費用やごみ処理量等の情報を定期的に提供し、ごみ処理に関する費用についての意識共有が図れるよう取り組みます。

3-3-① 災害廃棄物処理計画の見直し

頻発・激甚化する災害に対応するため、本町における過去の活動記録や他事例を参考にして、「松伏町災害廃棄物処理計画」における災害廃棄物処理体制の見直しを行います。

また、災害廃棄物処理体制の構築に不可欠な、民間事業者との協力体制の拡充を図ります。

3-3-② 他自治体との相互支援体制の強化

大規模災害時における、廃棄物の広域処理体制を図るため、近隣市町等との連携や県内市町村との相互支援体制の強化を図ります。

第5章 食品ロス削減推進計画

- 1 計画策定の背景
- 2 日本の食品ロスの現状
- 3 松伏町の食品ロスの現状
- 4 食品ロス削減の数値目標
- 5 食品ロス削減の施策

第5章 食品ロス削減推進計画

1. 計画策定の背景

食品ロスとは、「本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品」と言われ、我が国においては、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

食品ロスの問題については、平成27年9月の国際連合総会において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では「食品ロスの減少」が目標に掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおいて世界全体の一人当たり（食品ロス）の食料の廃棄を半減させる」というターゲットが設定されました。

我が国においては、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（略称：食品ロス削減推進法）」が施行され、国、地方自治体、事業者の責務が定められるとともに、消費者の役割についても規定されました。

また、令和2年3月には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の各主体の役割と行動、具体的な取組み事項について示されました。

本町においても、SDGsの理念や「松伏町一般廃棄物処理基本計画」の基本理念「みんなで拓く持続可能な資源循環のまち まつぶし」に則り、食品ロスの削減を推進するため、「松伏町一般廃棄物処理基本計画」に「食品ロス削減推進計画」を包含し、策定するものです。

2. 日本の食品ロスの現状

令和3年度の食品ロス量の総量は523万t/年となっており、そのうち、食品関連事業者から発生する事業系商品ロス量が279万t/年（約53%）、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量が244万t/年（約47%）で、事業系食品ロスは、前年比約4万t増（約1.5%増）、家庭系食品ロスは、前年比約3万t減（約1.2%減）となっています。

3. 松伏町の食品ロスの現状

本町では、食品ロス量について、調査を実施していないため、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」（令和3年3月策定）において実施した家庭ごみの食品ロス推計量を根拠に、食品ロス量を推計した場合、可燃ごみに占める食品ロスの割合は6.18%と見込まれます。

本町の令和4年度における家庭系可燃ごみは約5,795t/年であり、可燃ごみに占める食品ロスの割合である6.18%を乗じて得た約358t/年が食品ロス量と推計することができます。

4. 食品ロス削減の数値目標

「埼玉県食品ロス削減推進計画」（令和3年3月策定）では、令和7年度の食品ロス量を平成30年度実績から9.8%削減することを目標としています。

本町においては、埼玉県の削減目標（9.8%削減）を本町の削減目標率として採用し、令和4年度の食品ロス推計値 358 t/年から 9.8%削減した、323 t/年を令和15年度における食品ロス量とすることを目標とします。

5. 食品ロス削減の施策

① 家庭における食品ロスの削減

町は、消費者（町民）に対し、事前に家にある食材をチェックし、期限表示を確認の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入するなどの意識の啓発を進めます。同時に、消費期限や賞味期限の正しい認識を啓発することにより、食品ロスの削減を推進します。

② 事業者における食品ロスの削減

町は、事業者ができる食品ロス削減の取り組みを紹介して、事業者の食品ロス削減を推進します。

業種	行動例
業種共通	商慣習の見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンクへの寄付、需要予測精度の向上
製造業	賞味期限延長、過剰生産の見直し
卸・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整

③ 未利用食品の活用を推進

やむを得ず未利用食品となった食品や災害用備蓄食料の活用を推進します。

用 語 集

【あ行】

RDF (Refuse Derived Fuel) : アールディーエフ

家庭から排出される生ごみ、紙、プラスチックなどの一般廃棄物を加熱、粉碎、乾燥させクレヨン状に固めた燃料のこととといいます。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。一般家庭から排出される生活系ごみ（いわゆる家庭ごみ）のほか、事業所かどから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれます。

SDG_s (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標であり、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和など、持続可能な開発のための17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

【か行】

ごみ総排出量

一般廃棄物の総量と集団資源回収量を合計した量のことです。

ごみの組成

ごみの中に含まれる物質の種類別重量内訳のことです。ごみがどういったもので構成されているかを知るための参考となります。

ごみ排出量

一般廃棄物の総量のことです。

【さ行】

最終処分

焼却処理等の中間処理後の残渣が周辺環境に影響を及ぼさないように、最終処分場に埋め立て処分を行うことです。

再生利用率

ごみ排出量のうち、どれだけ再生利用できたかを表した割合のことです。

（再生利用率＝再生利用量／ごみ排出量）

焼却灰

ごみを焼却した際に、燃え殻として残り、焼却炉から排出されたもののことです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により定められた20種類（汚泥、廃油、廃プラスチック類等）の廃棄物をいいます。

資源

再使用又は再利用することができる廃棄物のことです。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念にことです。

循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等については、できる限り資源として適正に利用し、最終的にどうしても利用できないものは、適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。事業者から発生する規格外品や販売期限切れ、家庭から発生する食べ残しや食べずに期限切れとなった食品などのことです。

ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のことです。

【た行】

中間処理

収集したごみが最終処分場に埋め立てられるまでの間に行われる処理のことです。

具体的には、ごみを破碎、分別、選別、圧縮及び焼却処理等をいいます。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術を活用し、利便性やサービスの質の向上を高めることを目指すことです。

【は行】

東埼玉資源環境組合事務連絡協議会

東埼玉資源環境組管内の清掃・環境行政事務の円滑な運営と清掃施設の万全の体制を整え、もって地域の生活環境の向上と持続可能な社会の形成に寄与することを目的に東埼玉資源環境組合及び構成市町の職員で構成する組織です。

フードバンク

包装の痛みや不揃い農産物などで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品や農産物を、企業・個人から寄付を受け、福祉施設などに提供する活動及びその活動を行う団体のことです。

【や行】

4R

国が提唱しているリデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3Rにリフューズ（Refuse）を加え、4つの頭文字をとったものです。

循環型社会を形成していくための基本的な取組みのことで、本町ではこの4Rの取組みを推進しています。

【ら行】

リサイクル（再生利用）

ごみを資源として再利用すること。びんを碎いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

リデュース（排出抑制）

ものを大切に使い、ごみを減らすことをいいます。リサイクルより優先して実施することとされている取組みです。

リフューズ（発生抑制）

ごみになるものを受け取らないこと。具体的な取組みには、スーパーのレジ袋や包装紙、割り箸等を購入時に断ることや本当に必要な物以外を衝動買いしないことなどがあります。

リユース（再使用）

一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。

【わ行】

ワンウェイプラスチック

通常一度使用した後に、その役目を終えるプラスチックのことです。

資 料 編

資料―1	過去10年分のごみ総排出量の推移	68
資料―2	過去10年分の生活系ごみ排出量の推移	69
資料―3	過去10年分の事業系ごみ排出量の推移	70
資料―4	過去10年分のごみの種類組成の推移	71
資料―5	過去10年分の再生利用率の推移	72
資料―6	過去10年分のごみ処理経費の推移	73
資料―7	ごみ排出量の推計結果（現状のまま推移した場合）	74

資料—1 過去 10 年分のごみ総排出量の推移

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口 (人)	30, 879	30, 632	30, 366	30, 126	29, 907	29, 671	29, 245	28, 947	28, 582	28, 436
ごみ総排出量 (t)	9619. 19	9416. 67	9410. 83	9229. 69	9158. 73	8993. 90	8956. 01	9027. 57	8770. 13	8712. 50
生活系ごみ排出量 (t)	7436. 84	7252. 20	7205. 60	7080. 90	7018. 36	7024. 19	7014. 76	7233. 51	6974. 74	6915. 50
事業系ごみ排出量 (t)	1875. 05	1892. 87	1945. 02	1914. 75	1889. 36	1780. 72	1762. 66	1709. 26	1714. 64	1733. 58
集団資源回収量 (t)	307. 30	271. 60	260. 21	234. 04	251. 01	188. 99	178. 59	84. 80	80. 75	63. 42
1 人 1 日 当たり の ごみ 総 排 出 量 (g/人・日)	853. 46	842. 23	846. 76	839. 37	839. 01	830. 47	836. 72	854. 42	840. 66	839. 42

資料—2 過去10年分の生活系ごみ排出量の推移

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
生活系ごみ排出量 (t)	7436.84	7252.20	7205.60	7080.90	7018.36	7024.19	7014.76	7233.51	6974.74	6915.50
可燃ごみ (t)	6089.69	6084.17	6124.62	6016.71	5964.20	5943.4	5909.03	6045.90	5868.96	5795.01
枝・草 (t)	-	-	-	-	10.67	9.50	12.00	10.41	11.36	9.84
古紙・布類 (t)	565.49	464.44	413.56	388.03	368.34	376.74	396.39	497.21	473.99	468.10
ビン (t)	210.01	198.04	198.85	193.46	192.4	176.87	171.83	173.33	148.63	153.62
カン (t)	167.61	129.21	121.70	116.42	114.91	107.07	101.50	93.71	88.43	90.58
ペットボトル (t)	45.77	34.56	30.47	32.56	32.73	35.97	38.10	40.60	40.58	43.97
燃えないごみ (t)	179.13	156.88	152.44	159.77	156.67	170.67	169.74	203.92	179.67	167.25
有害ごみ・危険ごみ (t)	22.61	12.78	12.11	12.20	13.63	10.98	11.92	17.12	14.78	13.85
粗大ごみ (t)	146.53	147.49	143.43	151.75	154.31	182.49	193.63	137.71	126.44	164.07
不法投棄 (t)	10.00	24.63	8.42	10.00	10.50	10.50	10.62	13.60	21.90	9.21
1人1日当たりの生活系ごみ総排出量 (g/人・日)	659.83	648.64	648.34	643.95	642.94	648.59	655.36	684.62	668.56	666.29

資料—3 過去10年分の事業系ごみ排出量の推移

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口（人）	30,879	30,632	30,366	30,126	29,907	29,671	29,245	28,947	28,582	28,436
事業系ごみ排出量（t）	1875.05	1892.87	1945.02	1914.75	1889.36	1780.72	1762.66	1709.26	1714.64	1733.58
可燃ごみ（t）	1875.05	1889.63	1942.96	1873.34	1799.89	1743.01	1758.22	1694.57	1695.75	1704.07
枝・草（t）	0	3.24	2.06	41.41	89.47	37.71	4.44	14.69	18.89	29.51
1人1日当たりの事業系ごみ総排出量（g/人・日）	166.36	169.30	175.01	174.13	173.08	164.43	164.68	161.78	164.36	167.03

資料—4 過去10年分のごみの種類組成の推移

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	平均	
ごみの種類 組成 (%)	紙類	38.2	39.8	38.7	39.5	39.2	44.1	37.7	32.9	38.0	37.2	38.53
	布類	6.3	8.2	8.8	6.6	7.0	8.4	10.2	10.0	10.7	10.4	8.66
	プラスチック類	28.1	24.1	28.1	25.9	25.7	25.6	23.5	26.5	22.6	22.2	25.23
	ゴム類、皮革類	1.8	1.6	0.6	1.9	0.7	1.0	1.0	0.8	1.9	1.2	1.25
	草木類	6.7	6.4	6.9	5.4	6.0	6.8	5.0	7.0	9.2	8.5	6.79
	厨芥類	13.3	11.0	10.2	13.2	14.7	10.7	13.8	12.8	10.2	12.3	12.22
	金属類	1.3	2.5	1.3	0.8	1.2	0.8	1.4	2.2	1.9	1.3	1.47
	ガラス類	0.5	1.2	0.8	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.4	0.6	0.49
	せとものの類	0.0	0.1	0.3	0.3	0.0	0.1	3.3	1.2	1.1	1.2	0.76
	石類	1.1	2.5	1.0	1.2	1.1	0.3	0.4	0.4	0.5	0.2	0.87
その他	2.7	2.6	3.3	4.7	4.1	2.0	3.5	6.0	3.5	4.9	3.73	

資料—5 過去 10 年分の再生利用率の推移

年	再生利用率 (%)
H25	14.7
H26	12.8
H27	11.9
H28	11.3
H29	11.2
H30	14.1
R1	14.4
R2	14.7
R3	13.7
R4	13.5

資料—6 過去10年分のごみ処理経費の推移

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口（人）	30,879	30,632	30,366	30,126	29,907	29,671	29,245	28,947	28,582	28,436
ごみ処理経費（万円）	36,354	32,154	33,362	32,422	28,020	34,399	36,067	41,879	95,105	42,542
1人当たりのごみ処理経費（円）	11,773	10,497	10,987	10,762	9,369	11,594	12,333	14,468	33,275	14,961

資料—7 ごみ排出量の推計結果（現状のまま推移した場合）

	実績										将来予測										
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人口（人）	30,879	30,632	30,366	30,126	29,907	29,671	29,245	28,947	28,582	28,436	28,222	27,930	27,638	27,345	27,053	26,761	26,499	26,238	25,976	25,715	25,453
ごみ総排出量（t）	9,619.2	9,416.7	9,410.8	9,229.7	9,158.7	8,993.9	8,956.0	9,027.6	8,770.1	8,712.5	8,789.0	8,760.7	8,734.9	8,711.2	8,689.5	8,669.3	8,650.4	8,632.8	8,616.3	8,600.6	8,585.9
生活系ごみ排出量（t）	7,436.8	7,252.2	7,205.6	7,080.9	7,018.4	7,024.2	7,014.8	7,233.5	6,974.7	6,915.5	6,952.7	6,937.1	6,922.8	6,909.5	6,897.2	6,885.7	6,874.9	6,864.8	6,855.2	6,846.1	6,837.5
可燃ごみ（t）	6,089.7	6,084.2	6,124.6	6,016.7	5,964.2	5,943.4	5,909.0	6,045.9	5,869.0	5,795.0	5,887.0	5,876.8	5,867.3	5,858.5	5,850.3	5,842.6	5,835.3	5,828.4	5,821.9	5,815.7	5,809.8
せん定枝・刈草（t）	-	-	-	-	10.7	9.5	12.0	10.4	11.4	9.8	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7
古紙・布類（t）	565.5	464.4	413.6	388.0	368.3	376.7	396.4	497.2	474.0	468.1	412.4	410.1	407.9	405.9	404.1	402.4	400.8	399.2	397.8	396.5	395.2
ビン（t）	210.0	198.0	198.9	193.5	192.4	176.9	171.8	173.3	148.6	153.6	160.1	158.2	156.5	154.9	153.5	152.1	150.9	149.7	148.6	147.6	146.6
カン（t）	167.6	129.2	121.7	116.4	114.9	107.1	101.5	93.7	88.4	90.6	88.4	86.4	84.6	83.0	81.6	80.2	79.0	77.8	76.7	75.7	74.8
ペットボトル（t）	45.8	34.6	30.5	32.6	32.7	36.0	38.1	40.6	40.6	44.0	37.7	37.8	37.8	37.9	37.9	38.0	38.0	38.0	38.1	38.1	38.1
燃えないごみ（t）	179.1	156.9	152.4	159.8	156.7	170.7	169.7	203.9	179.7	167.3	174.1	174.6	175.0	175.5	175.9	176.2	176.6	176.9	177.2	177.6	177.8
有害ごみ・危険ごみ（t）	22.6	12.8	12.1	12.2	13.6	11.0	11.9	17.1	14.8	13.9	12.5	12.4	12.3	12.2	12.1	12.0	11.9	11.8	11.7	11.7	11.6
粗大ごみ（t）	146.5	147.5	143.4	151.8	154.3	182.5	193.6	137.7	126.4	164.1	157.6	158.0	158.4	158.8	159.1	159.4	159.6	159.9	160.2	160.4	160.6
不法投棄（t）	10.0	24.6	8.4	10.0	10.5	10.5	10.6	13.6	21.9	9.2	12.1	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
事業系ごみ排出量（t）	1,875.1	1,892.9	1,945.0	1,914.8	1,889.4	1,780.7	1,762.7	1,709.3	1,714.6	1,733.6	1,740.6	1,733.0	1,726.1	1,719.7	1,713.8	1,708.2	1,703.1	1,698.2	1,693.6	1,689.2	1,685.1
可燃ごみ（t）	1,875.1	1,889.6	1,943.0	1,873.3	1,799.9	1,743.0	1,758.2	1,694.6	1,695.8	1,704.1	1,708.7	1,698.3	1,688.6	1,679.5	1,670.9	1,662.7	1,654.8	1,647.3	1,640.1	1,633.2	1,626.5
せん定枝・刈草（t）	-	3.2	2.1	41.4	89.5	37.7	4.4	14.7	18.9	29.5	32.0	34.7	37.5	40.2	42.9	45.6	48.2	50.8	53.5	56.0	58.6
集団資源回収量（t）	307.3	271.6	260.2	234.0	251.0	189.0	178.6	84.8	80.8	63.4	95.7	90.5	86.0	82.0	78.5	75.3	72.5	69.9	67.5	65.3	63.3
1人1日当たりのごみ総排出量 （g/人・日）	853.5	842.2	846.8	839.4	839.0	830.5	836.7	854.4	840.7	839.4	837.9	837.9	837.8	837.8	837.9	837.9	837.9	838.0	838.0	838.0	838.1
1人1日当たりの生活系ごみ排出量 （g/人・日）	659.8	648.6	648.3	644.0	642.9	648.6	655.4	684.6	668.6	666.3	662.8	663.5	664.0	664.6	665.0	665.5	665.9	666.3	666.7	667.1	667.4
1人1日当たりの事業系ごみ排出量 （g/人・日）	166.4	169.3	175.0	174.1	173.1	164.4	164.7	161.8	164.4	167.0	165.9	165.7	165.6	165.4	165.2	165.1	165.0	164.8	164.7	164.6	164.5
1人1日当たりの集団資源回収量 （g/人・日）	27.3	24.3	23.4	21.3	23.0	17.5	16.7	8.0	7.7	6.1	9.1	8.7	8.2	7.9	7.6	7.3	7.0	6.8	6.6	6.4	6.2